

# 第 5 次兵庫環境基本計画(仮称)

## 素案

平成 年 月  
兵 庫 県

# 目次

第1部 計画の基本的事項	3
第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画策定の目的	3
第3章 計画の性格	3
第4章 計画の期間	4
第2部 環境の現状	5
第1章 環境を取り巻く社会・経済の情勢	5
第1節 県内・国内の状況	5
第2節 世界の状況	6
第2章 県の環境に関する現状	7
第1節 「低炭素」に関する現状	7
第2節 「自然共生」に関する現状	10
第3節 「循環」に関する現状	14
第4節 「安全・快適」に関する現状	19
第5節 「地域力」に関する現状	25
第3部 目指すべき将来像	30
第1章 施策体系	30
第2章 活動の“場”の将来像	31
第3章 “地域力”を基盤とした活動の将来像	33
第4部 今後の環境施策の展開の基本的な考え方	34
第1章 基本理念	34
第2章 施策展開において留意すべき視点	34
視点1 分野横断的な取組の推進	35
視点2 SDGsの考え方の活用	37
視点3 メリハリのある指標の設定による適切な進捗管理	37
第3章 顕在化する環境課題に対する重点的取組の推進	37
第1節 顕在化する環境課題	37
第2節 重点的取組	39
第5部 具体的施策の展開	41
第1章 目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現に向けた目標	41
第2章 「低炭素」～CO <sub>2</sub> 排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～	41
第1節 「低炭素」の側面からみた環境の将来像	41
第2節 具体的な取組事項	42
第3章 「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～	44
第1節 「自然共生」の側面からみた環境の将来像	44
第2節 具体的な取組事項	44
第4章 「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～	47
第1節 「循環」の側面からみた環境の将来像	47

第2節 具体的な取組事項	47
第5章 「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～	50
第1節 「安全・快適」の側面からみた環境の将来像	50
第2節 具体的な取組事項	50
第6章 「地域力」～あらゆる主体が地域の特徴を生かして環境保全・創造に向けて協働する～	52
第1節 「地域力」の側面からみた環境の将来像	52
第2節 各主体の取組の推進	53
第7章 SDGsのゴールと各施策の関係	55
第6部 計画の効果的推進	61
第1章 計画の進行管理	61
第2章 環境指標	61

# 第1部 計画の基本的事項

## 第1章 計画策定の趣旨

- 兵庫県では、環境の保全と創造に関する条例(以下「環境保全条例」)に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。
- 現行計画である第4次兵庫県環境基本計画は、2014(平成26)年3月に策定し、概ね10年間を計画期間として幅広い環境施策に取り組んできた。
- しかし、計画の策定から概ね4年が経過し、本県の環境を取り巻く状況は大きく変化している。
- 2016(平成28)年11月に、京都議定書に代わる温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効したが、米国の離脱表明による気運の低下等が懸念されるなか、地球温暖化対策を後退させないためにも、我が国をリードする取組を一層展開していくことが求められる。
- また、2015(平成27)年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17のゴールが提示されたが、その中には、環境問題に関わる課題が数多く含まれるなど、地球環境の持続性に関する国際的な危機感が高まっている。
- 国内に目を転じると、本格的な少子高齢化・人口減少に加え、人口の都市部への集中による地域的な偏在が急速に進展している。こうした中で、担い手の減少による里地・里山の維持管理の困難や、野生鳥獣被害の拡大など、環境分野においても深刻な影響が懸念される。
- また、シカやイノシシなどの野生鳥獣による被害やヒアリをはじめとする危険な外来生物の防除など、顕在化する課題に対して新たな取組が求められる。
- このような社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、本県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」(以下「第5次基本計画」)を策定する。

## 第2章 計画策定の目的

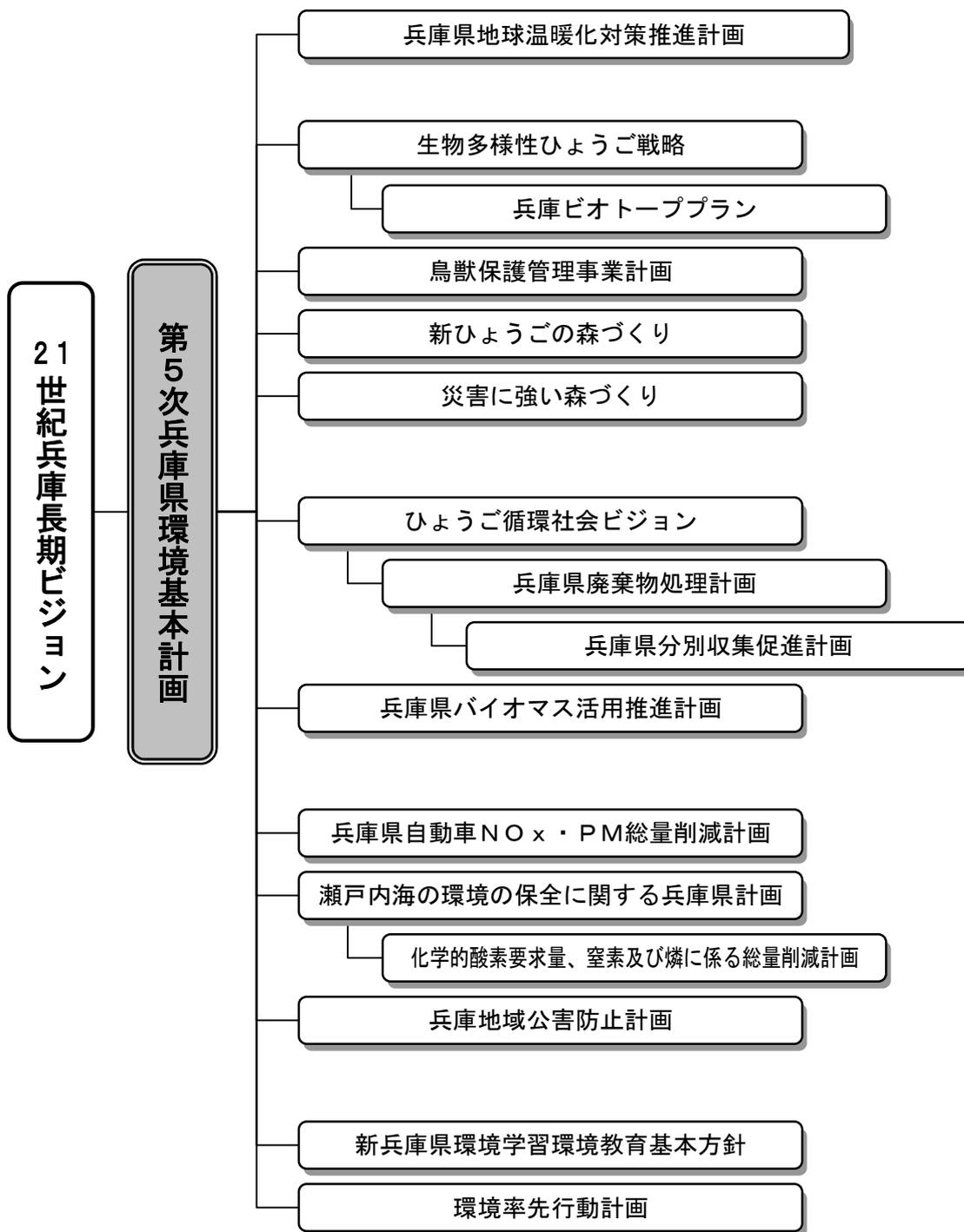
- 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- 県民、事業者、行政(国、県及び各市町(以下同様))、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

## 第3章 計画の性格

- 環境保全条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画
- 「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
- まちづくり、交通、産業、教育といった社会を構成する分野における環境の保全と創造に関する取

組の指針となる計画

○市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいはNPO等や地域団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針



環境基本計画と個別計画の位置づけ

## 第4章 計画の期間

○計画期間は、2040年頃を展望しつつ、概ね10年間(2030年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。

## 第2部 環境の現状

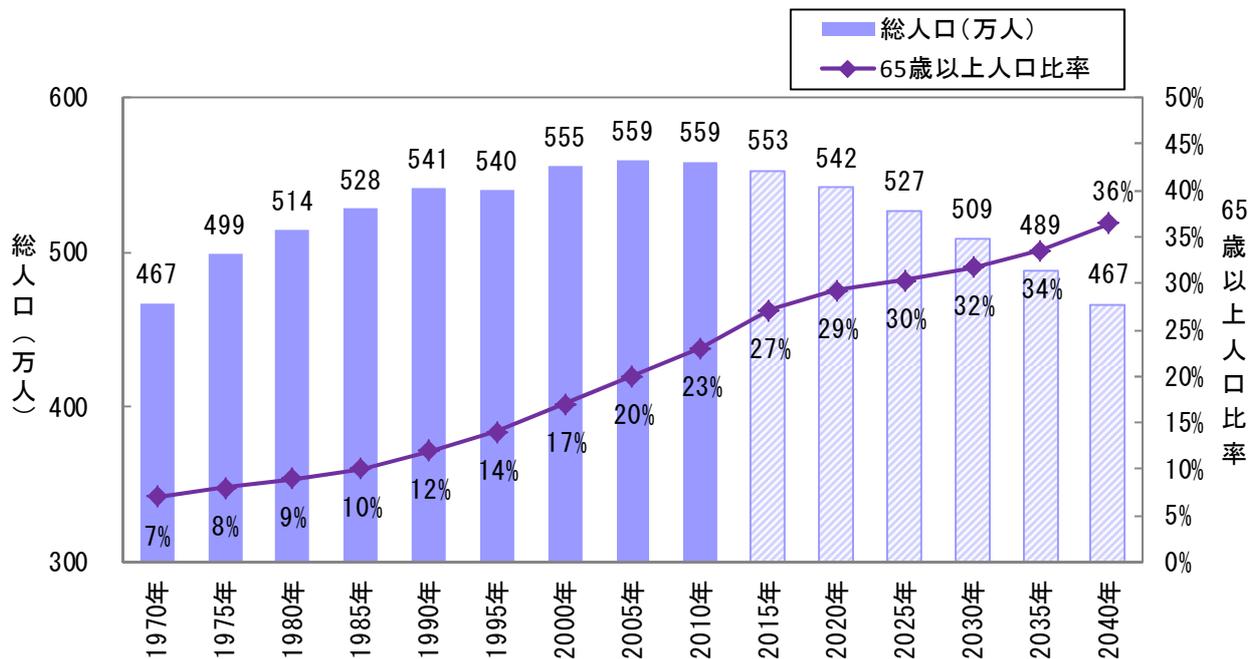
### 第1章 環境を取り巻く社会・経済の情勢

#### 第1節 県内・国内の状況

##### 1 人口減少・少子高齢社会の到来と地域創生の実現

○本県の人口は、1995(平成7)年の阪神・淡路大震災の影響を除き、戦後一貫して増加していたが、2009(平成21)年をピークに本格的な減少局面に入った。

○2040年には2010年(平成22年)より92万人少ない467万人(2010(平成22)年比16%減)となり、1970(昭和45)年と同水準となると見込まれる。



#### 本県の総人口と65歳以上人口比率の推移

(出典：国勢調査(平成22年(2010年)までは実績値)を基に兵庫県ビジョン課作成)

○総人口に占める高齢者の比率も2040年頃には65歳以上人口比率が36%(2010(平成22)年：23%)、75歳以上人口比率が21%(2010(平成22)年：11%)となり、急速に高齢化が進行する。また、都市部への人口集中によって人口の偏在化が進み、とりわけ中山間地域では地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等により、耕作放棄地や手入れの不十分な森林の拡大、鳥獣害被害の拡大など、地域全体に深刻な影響を与えることが懸念される。

○県では「地域創生」を県政の基本政策に位置付け、兵庫県地域創生条例のもとに人口減少を抑制するとともに、人口減少下にあっても県内の各地域が活力を持って自立し、地域の元気づくりに取り組んでいる。環境分野においても、自然との共生に配慮した多様性ある県土の保全や、地域の自然やエネルギー資源を活用した持続可能な地域づくりなどの取組を通じて、環境の視点から「地域創生」の実現に貢献していくことが求められる。

## **2 老朽化する社会インフラの適切な維持・更新**

- 高度成長期に急速に導入された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等の社会インフラが存在しており、今後 20 年ほどの間に一斉に老朽化する時期を迎えようとしている。インフラの機能不全は、事故や災害をはじめ、人々の生活に影響を及ぼすおそれがあり、長期的なインフラ更新が大きな課題となっている。
- 公共事業への投資力が低下するなかで、人口減少や人口構成の変化、地球環境や生態系への配慮、エネルギー制約等、時代の要請に即しつつ、効率的かつ適切な維持・更新を行っていくことが求められる。

## **3 IoT、AI 等技術革新の進展**

- IoT(モノのインターネット)やビッグデータ、AI(人工知能)などの新たな ICT が急速に発展しており、多様なデータ収集による「現状の見える化」や蓄積、膨大なデータの高度な処理・分析による将来予測等によって社会・経済に大きなインパクトをもたらすことが予想される。
- ICT の活用による安心・安全な社会の実現や利便性の向上等に大きく寄与するとともに、業務の効率化等を通じて地球温暖化対策への貢献なども期待される。その一方で、ICT 機器の増加、高機能化による電力消費量の増加等、地球温暖化への配慮も求められる。

## **第2節 世界の状況**

### **1 地球規模の環境の危機**

- 経済発展や技術開発等により生活は豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつある。
- 人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する「地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)」という考え方によれば、地球の変化に関する項目の中で「気候変動」をはじめ、農地転用などの「土地利用の変化」、生物多様性の損失などの「生物圏の一体性」、大気中への窒素、海洋へのりん排出などの「生物地球化学的循環」の4つの分野では、人間が安全に活動できる境界を越えるレベルに達していることが指摘されている。
- 今後、このような環境の限界のなかで、いかに持続可能な経済・社会や豊かなくらしを追求し、実現していくかが重要な課題となっている。

### **2 国際社会・経済の多極化と多様化**

- 国際社会・経済の多極化と多様化が進んでいる。アジア諸国やアフリカが急速な成長を見せ、人口の増加とともに、資源やエネルギー、水、食料等の需要が拡大するなど、環境負荷が一層増大している。
- また、国際社会の多極化・多様化によって従来のグローバル・ガバナンスの仕組みが有効に機能しなくなる懸念も生じることから、深刻化するエネルギー・環境問題の解決に向けて、国や地域間、世界全体での協調の枠組みづくりが求められる。

### **3 地球規模での温暖化の進行**

- 地球規模での温暖化の進行により、近年、我が国においても異常気象による狭い範囲での集中豪雨の増加など自然災害リスクが高まっている。また、海水温度の上昇などによる生物の生息

1 環境の変化など、生物多様性の喪失が懸念されており、これらの現象に対し、気候変動枠組条  
2 約や生物の多様性に関する条約をはじめとした国際的な枠組みの下で対策の議論が行われて  
3 いる。

4 ○2016(平成 28)年 11 月に発効した「パリ協定」は、「京都議定書」に代わる、2020(平成 32)年以降  
5 の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであり、すべての国が参加する公平かつ  
6 実効的な枠組みである。また、将来起こり得る気候変動の影響に備え、対処する適応策につい  
7 ても位置付けられた。

#### 8 9 **4 持続可能な開発目標(SDGs)の採択**

10 ○2015(平成 27)年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェン  
11 ダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として 17 のゴールが提示された。その中には、「水・  
12 衛生の持続可能な管理」や「持続可能なエネルギーへのアクセス」「持続可能な消費と生産」「気  
13 候変動への対処」をはじめ、地球環境に関わる課題に係るゴールが数多く含まれている。

14 ○相互に関連する複数の目標を統合的に解決すること、あるいは、環境を基盤に、持続可能な社  
15 会活動・経済活動を統合的に築くという SDGs の考え方は、環境問題のみならず包括的な地  
16 域課題の解決にも貢献する考え方であり、今後の計画策定において、その考え方を取り入れて  
17 いくことが求められる。

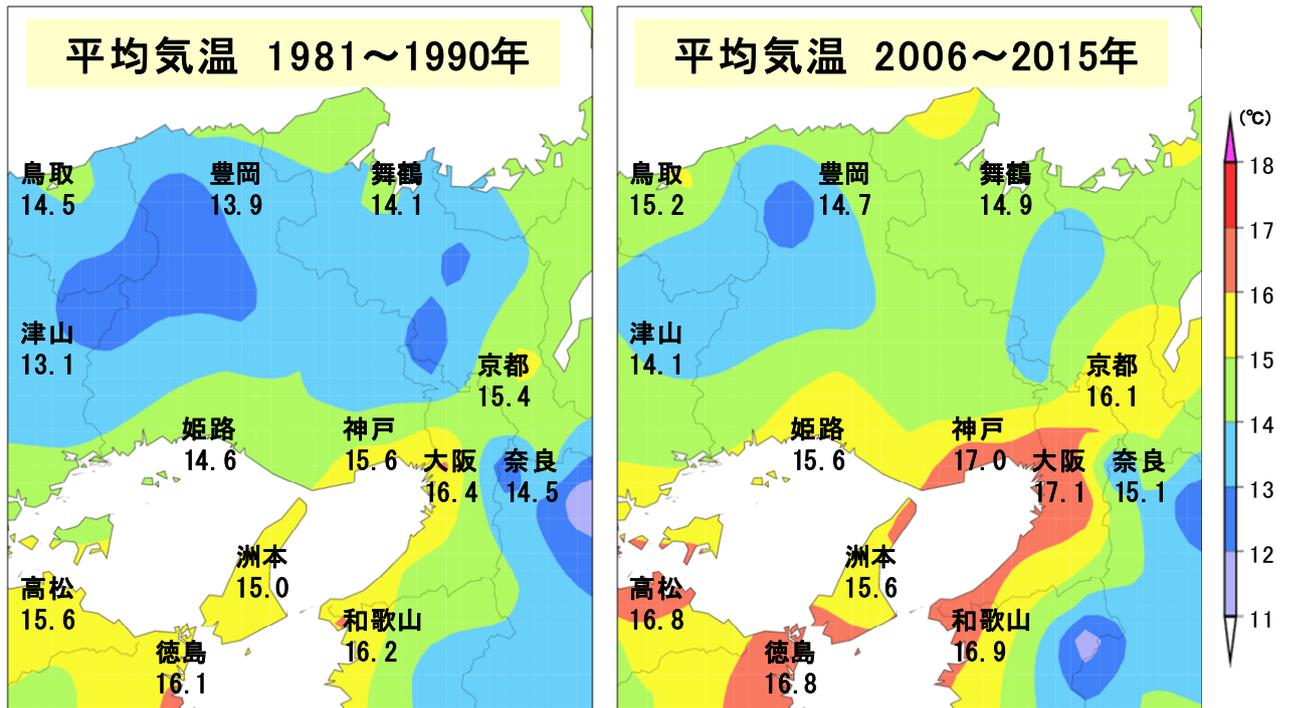
## 18 19 **第 2 章 県の環境に関する現状**

### 20 **第 1 節 「低炭素」に関する現状**

#### 21 **1 気候変動の状況**

22 ○2013(平成 25)年 9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書第  
23 1 作業部会報告書(自然科学的根拠)」によると、世界の平均地上気温(陸域と海上の両方を合わ  
24 せた気温)は、1880(明治 13)年から 2012(平成 24)年の期間に 0.85℃上昇し、世界平均海面水  
25 位は 1901(明治 34)年から 2010(平成 22)年の期間に 19cm 上昇したとされている。

26  
27 ○県内のアメダス観測所の 20 世紀(1981~1990 年の 10 年間)と、21 世紀(2006~2015 年の 10 年  
28 間)の年平均気温を比較すると、20 世紀に比べて 21 世紀は、県内各地で気温が上昇しており、  
29 また、地域別に過去からの年平均気温の変化(1981~2010 年平均との差の変化)を見ると、神戸  
30 では 100 年あたり 1.30℃、豊岡では 100 年あたり 1.88℃、洲本では 100 年あたり 0.96℃の割  
31 合で上昇傾向が見られる。



兵庫県のアメダス観測所の気温の変化

(資料提供：神戸地方気象台)

## 2 温室効果ガス排出量の状況

○本県では、2014(平成 26)年 3 月に策定した「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」において、2020 年度の温室効果ガス排出量を 2005(平成 17)年度比で 6 %削減する目標を定め、その後、2017(平成 29)年 3 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 26.5%削減する最終目標を設定した。

○2015(平成 27)年度の温室効果ガス排出量(速報値)は 71,618kt-CO<sub>2</sub> であり、基準年度である 2013(平成 25)年度に対して 4.7%減少している。工場・事業所・家庭等で省エネ設備の導入や節電等の取組が進んでいる。

○本県の特徴として、産業部門からの排出量が全体の 6 割超(国の産業部門の割合の約 2 倍)を占め、産業部門の取組が温室効果ガス排出量に及ぼす影響が大きいことが挙げられる。

## 兵庫県の温室効果ガス排出量

[各年度の電力排出係数<sup>注)</sup>による算定]

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

部 門	2013 (H25) 年度	2014(H26)年度(確定値)			2015(H27)年度(速報値) <sup>※1</sup>				
	排出量	排出量	【構成 比】(%)	13年度 比(%) <sup>※2</sup>	排出量	【構成 比】(%)	13年度 比(%) <sup>※2</sup>	前年度 比(%) <sup>※3</sup>	
エネルギー 起源 二酸化炭素	産業 <sup>※4</sup>	47,952	47,131	【64.3】	▲ 1.7	46,569	【65.0】	▲ 2.9	▲ 1.2
	業務	6,815	6,609	【9.0】	▲ 3.0	6,182	【8.6】	▲ 9.3	▲ 6.5
	家庭	8,364	8,192	【11.2】	▲ 2.1	7,565	【10.6】	▲ 9.6	▲ 7.7
	運輸	8,128	7,734	【10.6】	▲ 4.8	7,646	【10.7】	▲ 5.9	▲ 1.1
	その他 <sup>※5</sup>	3,923	3,547	【4.8】	▲ 9.6	3,656	【5.1】	▲ 6.8	3.1
排出量	75,182	73,213	【100】	▲ 2.6	71,618	【100】	▲ 4.7	▲ 2.2	

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。

※2 13年度比(%) = (当該年度排出量 - 2013年度排出量) / 2013年度排出量 × 100(%)

※3 前年度比(%) = (当該年度排出量 - 前年度排出量) / 前年度排出量 × 100(%)

※4 エネルギー転換部門を含む。

※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

注) 電力排出係数は、2013年度：0.516、2014年度：0.523、2015年度：0.496(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

(出典：兵庫県温暖化対策課調べ)

### 3 再生可能エネルギーの導入状況

○2016(平成28)年度の再生可能エネルギーによる発電量は約33億kWhであり、2011(平成23)年度の2.9倍となっている。

○再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減に資することはもとより、エネルギーの自立性向上や地域資源の有効活用の観点からも導入を拡大すべきであり、県では、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」において、再生可能エネルギーによる発電量の目標を、2020年度に50億kWh、2030年度に70億kWhと設定した。

#### <今後の環境施策の展開に向けた課題>

○2030年度の温室効果ガス削減目標(2013年度比26.5%削減)を達成するためには、各部門での一層の削減取組が必要である。

○再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、地域特性にも配慮しつつ、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の機能を強化するため、条件不利地等における間伐を推進する必要がある。

○低炭素型まちづくりを進めるため、エネルギーを効率的に使用するスマートシティの推進とともに、環境に配慮した建築物の普及を促進する必要がある。

1  
2 ○適応策の推進には、地域に応じた地球温暖化の影響の把握・検証・評価を踏まえた具体的施策  
3 の目標等を示す必要がある。  
4

## 5 **第2節 「自然共生」に関する現状**

### 6 **1 生物多様性の保全**

7 ○2010(平成 22)年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、今後  
8 10 年間の生物多様性確保の世界目標である「愛知ターゲット」と、遺伝資源の利用から生ずる利  
9 益の配分に関する国際ルールとして「名古屋議定書」が採択されたことを受け、国では、「生物  
10 多様性国家戦略 2012-2020」が 2012(平成 24)年 9 月に閣議決定された。  
11

12 ○本県においては、2014(平成 26)年 3 月に「生物多様性ひょうご戦略」を改定し、「すべてのいの  
13 ちが共生する兵庫をわたしたちの手で未来へ」を理念に、「いのちの大切さを基本に、参画と協  
14 働のもとで多様な生物を育む社会」「人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながり  
15 とめぐみが循環・持続する社会」「地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会」の 3 つの社会の  
16 実現を目標としている。  
17

18 ○2017(平成 29)年に本県において、強い毒性を持つヒアリが国内で初めて発見されるなど、人体  
19 や生態系に被害を及ぼすおそれのある外来生物の侵入が確認されている。  
20

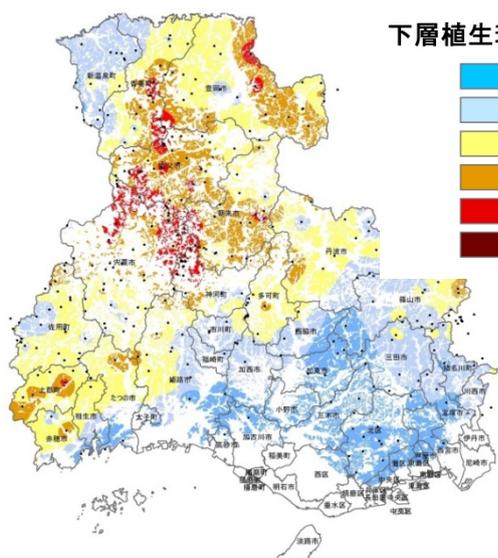
### 21 **2 野生鳥獣の増加、分布拡大**

22 ○本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 367 種、獣類 39  
23 種が生息する豊かな生態系を構成しているが、近年、シカやイノシシなど特定の鳥獣による農  
24 林水産業や人間の生活環境などへの被害が深刻な状況であるとともに、種によっては絶滅の危  
25 機があるとされているものが存在するなど、野生鳥獣の状況に応じた適切な対応が必要となっ  
26 ている。  
27

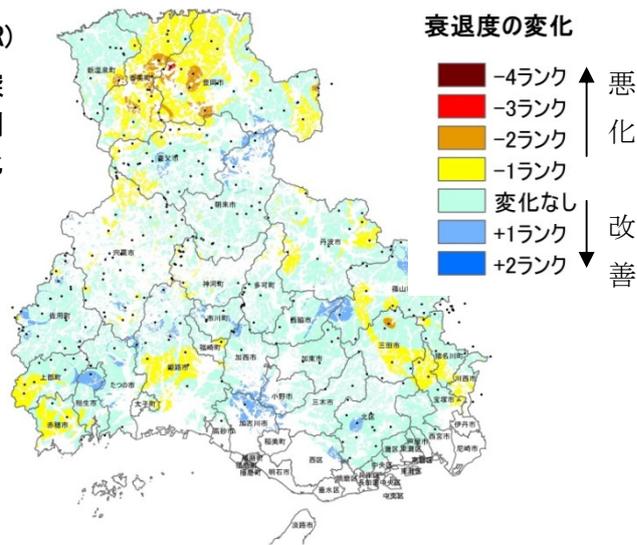
28 ○第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」の 3 つの要素  
29 からなる科学的で計画的な野生動物の保護及び管理を、県民の参画と協働のもとに進めている。  
30

#### 31 **(1) 生物多様性への悪影響**

32 ○シカの増加が、多くの地域で下層植生の衰退など植生の偏りを招いており、希少種を含む  
33 植物や特定の植物に依存して生息する昆虫類が減少するなど、生態系のバランスが崩れ生  
34 物多様性の劣化が進んでいる。2010(平成 22)年度から 2014(平成 26)年度までの 4 年間の森  
35 林の下層植生の衰退度の変化を見ると、目撃効率がよく、高い密度でシカが生息している  
36 と考えられる北但馬地域において、衰退度が 2 ランク以上進行し、被害が深刻化した森林  
37 が多く見受けられる。  
38



下層植生衰退の状況 (H26 年度)



衰退の変化 (H22→26 年度)

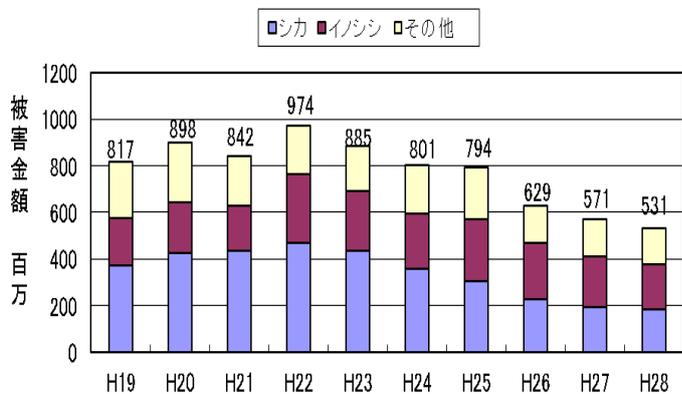
(出典：第2期ニホンジカ管理計画)

○カワウによる魚類の食害により在来魚の減少や、糞の付着や造巣期の枝折り等により、樹木の衰弱や枯死等の植生被害が発生するなど、地域の生態系に悪影響を及ぼしているほか、アライグマ等外来生物による生態系への影響も懸念されている。

## (2) 農林水産業被害の状況

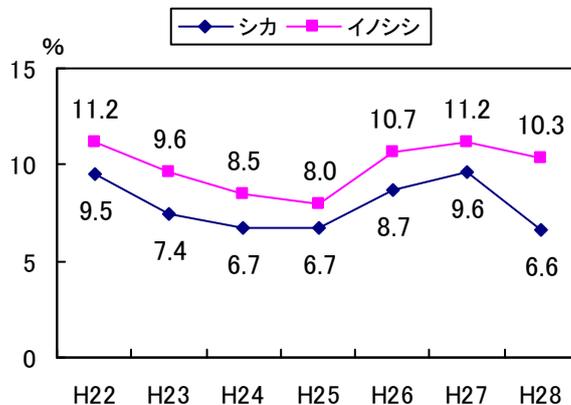
○2016(平成28)年度の農林業被害額は531百万円で、シカとイノシシによる被害が約70%を占めており、2010(平成22)年度の974百万円に比べ45%減少している。これは、有害鳥獣の捕獲拡大や防護柵の設置等を進めた結果である一方、鳥獣被害など様々な要因による営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加に起因するものも含まれている。また、アライグマ、ヌートリアなど外来生物による農業被害やカワウによる内水面漁業の被害も発生している。

○シカ、イノシシによる深刻な被害を受けている集落の割合は、シカで6.6%、イノシシで10.3%となるなど、目標達成には至っていない。



野生鳥獣による農林業被害額の推移

(出典：兵庫県鳥獣対策課調べ)



「深刻」な被害を受けている集落割合

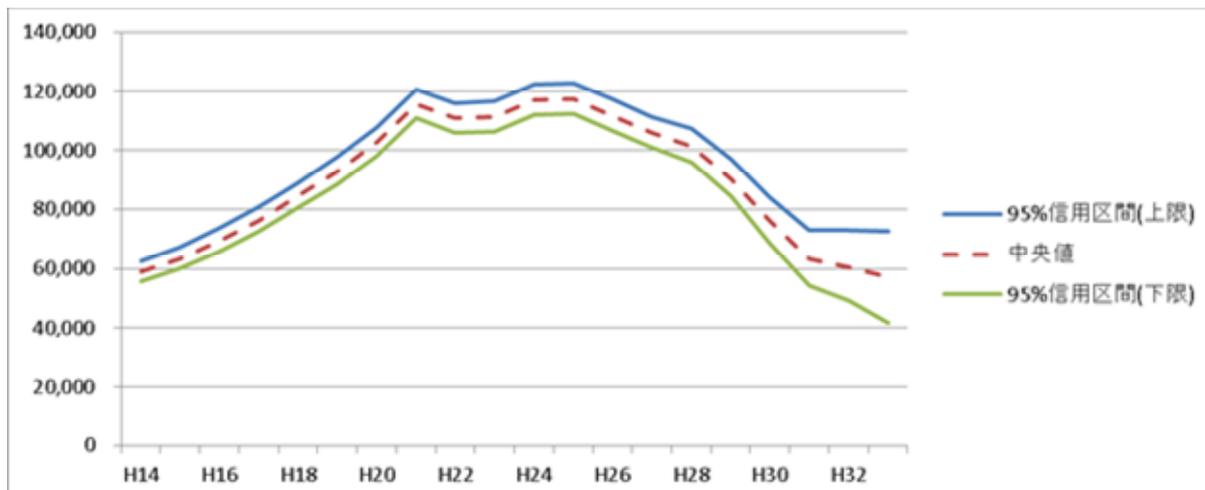
(出典：第2期ニホンジカ管理計画、第2期イノシシ管理計画)

○本県のシカ生息数は、2010(平成 22)年度の狩猟期前に約 16 万頭から 18 万頭に達していたと推測されるが、2010(平成 22)年度から年間捕獲目標を 30,000 頭に、また、2013(平成 25)年度からは 35,000 頭に、さらに 2016(平成 28)年度からは 45,000 頭へと拡大させた結果、2016(平成 28)年度末には個体数推定の中央値で約 11 万頭まで減少したと推測されている。

### シカ生息数の推定(2018(平成 30)年 3 月推定)

(単位：頭)

区 分		H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末 (予測)	H30年度末 (予測)
推定生息数	本州部	117,500	111,800	105,900	101,400	90,300	76,000
	淡路地域	14,700	13,300	12,200	10,600	10,400	8,600
	計	132,200	125,100	118,100	112,000	100,700	84,600
目撃効率 (11-12月)	本州部	1.7	1.8	1.5	1.4	1.4	1.3
	淡路地域	1.4	1.5	1.4	1.3	2.3	2.1



### 兵庫県本州部のシカ個体数 過去の推定と将来予想

(出典：兵庫県森林動物研究センター研究結果を基に県鳥獣対策課作成)

### (3) 人身被害、精神的被害及び生活環境被害の発生

○ツキノワグマ、イノシシやサルの出没によって人身被害や精神的被害、生活環境被害が深刻になっており、当該地域では、現在、発生している被害のみならず、将来の暮らしや定住への影響が懸念されている。

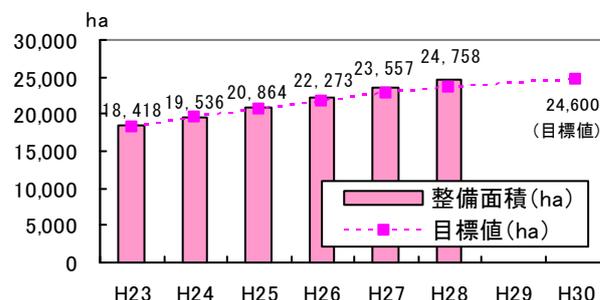
○カワウ等によって、人の生活圏と近い場所において、糞や羽の飛散、悪臭、鳴き声騒音等による生活環境被害も発生している。

### 3 豊かな森づくりや里地・里山の保全の状況

○県民共通の財産である森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るとともに、人工林の間伐や里山林の再生、森林ボランティア活動の活性化などの課題に対

1 応するため、経済林としての再生も進めながら、「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担  
2 手による森づくり活動の推進」を基本方針として、「新ひょうごの森づくり第2期対策」  
3 (2012(平成24)～2021年度)を進めている。

4  
5 ○特に、里山林の再生においては、地域住民等  
6 自らが、集落周辺の広葉樹林等で行う森林整  
7 備活動に対して資機材費等を支援するなど、  
8 里山林の整備を進めており、2016(平成28)  
9 年度末の里山林整備累計面積は24,758haと  
10 なっている。



11 **里山林整備面積**

12 (出典：兵庫県豊かな森づくり課調べ)

13  
14 ○また、保安林や林地開発許可制度の適切な運用や森林病虫害の防除等を通じた森林の保全にも  
15 取り組んでいる。

16  
17 ○身近な生活空間における自然とのふれあいでは、阪神北地域で行われている「北摂里山博物館  
18 構想」、東播磨地域で行われている「いなみ野ため池ミュージアム」など、地域の特徴を生かし  
19 た自然保護活動や、豊かな自然環境を再生する取組として、六甲山における生物多様性の保全、  
20 阪神南地域で行われている「尼崎 21 世紀の森構想」など、県民が主体となった取組が展開され  
21 ている。

22  
23 ○また、県ではこれまで、コウノトリ野生復帰事業とタイアップした「コウノトリ育む農法」をは  
24 じめとして、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を低減した環境創造型農業など、全国に  
25 先駆けて地球温暖化対策や生物多様性保全に配慮した「人と環境にやさしい農業」の推進に取り  
26 組んできた。

#### 27 **4 瀬戸内海の再生に向けた取組の状況**

28  
29 ○瀬戸内海においては、高度成長期における海面の埋め立て等により藻場や干潟の面積が大きく  
30 減少し水質汚濁が進み、赤潮の発生や透明度の低下等の被害が生じた。このため、「瀬戸内海  
31 環境保全特別措置法」(以下「瀬戸内法」)の制定等により取組が進められた結果、近年水質が改  
32 善されるとともに、漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図ら  
33 れてきた。

34  
35 ○近年、瀬戸内海の栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ち被害が大きな課題となってい  
36 るだけでなく、漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが  
37 危惧されていることから、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、兵庫県が瀬戸内  
38 海関係府縣市と連携して国に働きかけた結果、2015(平成27)年10月、瀬戸内法が37年ぶりに  
39 大幅改正された。

1 ○県では、改正瀬戸内法の基本理念にのっとり、「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を  
2 2016(平成 28)年 10 月に策定し、海への栄養塩供給を促す下水処理場での栄養塩管理や、海底  
3 耕うん等による海底改善、藻場造成を中心とする増殖場の整備等を進めている。

### 4 5 <今後の環境施策の展開に向けた課題>

6 ○生物多様性の保全の優先度を明確にした対策を進めるとともに、外来生物対策の強化により地  
7 域の生態系を保全する必要がある。

8  
9 ○野生鳥獣による農林業被害額は減少傾向にあるが、被害が増加している集落は依然としてある  
10 ことから、地域の実態に応じた対策が必要である。森林動物研究センターの研究等を踏まえた  
11 個体数管理や獣害対策の関連情報管理への ICT の活用を進めていく必要がある。

12  
13 ○人口減少下においても、持続可能な里地・里山を維持するため、適切な管理が必要である。

14  
15 ○広葉樹林化等により、森林の公益的機能を発揮させる必要がある。

16  
17 ○豊かで美しい海の再生に向け、健全な物質循環の確保と生物が豊富で水質浄化能力の高い藻  
18 場・干潟等の浅海域の生息環境を保全・再生する必要がある。

19  
20 ○活動団体に対して学習、情報交換の場を提供し、人と自然とのふれあいを推進していく必要が  
21 ある。

## 22 23 第3節 「循環」に関する現状

### 24 1 兵庫県廃棄物処理計画の推進

25 ○本県では、2018(平成 30)年○月に改定(予定)した「兵庫県廃棄物処理計画」を推進するため、各  
26 種取組を展開し、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を促進している。また、  
27 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組として、ごみ発電の導入促進やカーボンニュートラル  
28 な循環資源としてバイオマス系循環資源の有効活用を進めている。

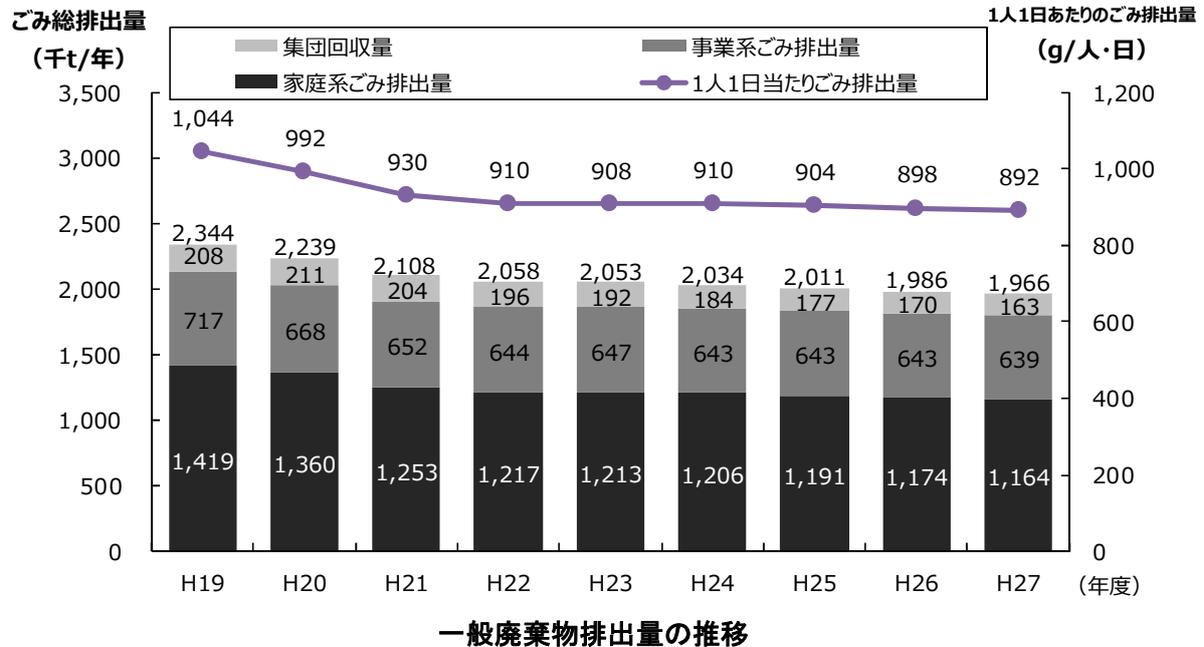
29  
30 ○計画では、取組項目を明確化するため、重点取組を設定している。一般廃棄物については、県  
31 民一人一人の削減努力が反映できるよう「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」と、環境への負  
32 荷が大きいことから「最終処分量」を、重点目標として設定している。また、産業廃棄物につ  
33 いても、同様の理由で「最終処分量」を重点目標として設定している。

34  
35 ○また、頻発する自然災害への対応として、被災地の早期の復旧・復興、公衆衛生の確保を図る  
36 ため、発災直後の初動期から災害廃棄物の処理体制が整う応急対応期を中心に、県及び市町が  
37 対応する具体的事項をとりまとめた「災害廃棄物処理計画」を 2018(平成 30)年○月に策定(予  
38 定)した。

## 2 一般廃棄物の状況

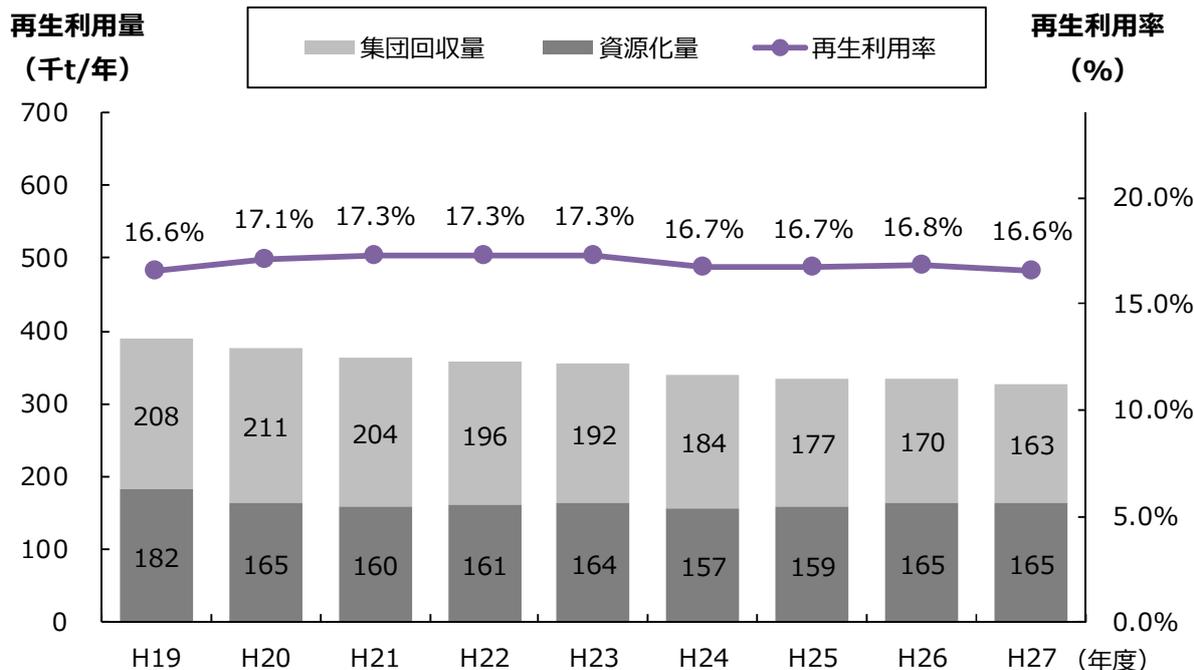
○2007(平成 19)年度以降、排出量は一貫して減少傾向にあり、2015(平成 27)年度は 197 万 t と、2007(平成 19)年度(234 万 t)から 38 万 t(△16%)減少している。

○2015(平成 27)年度の 1 人 1 日あたりごみ排出量は 892g/人・日であり、都道府県別で少ない方から全国 18 位(家庭系は全国 8 位、事業系は全国 34 位)である。



(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

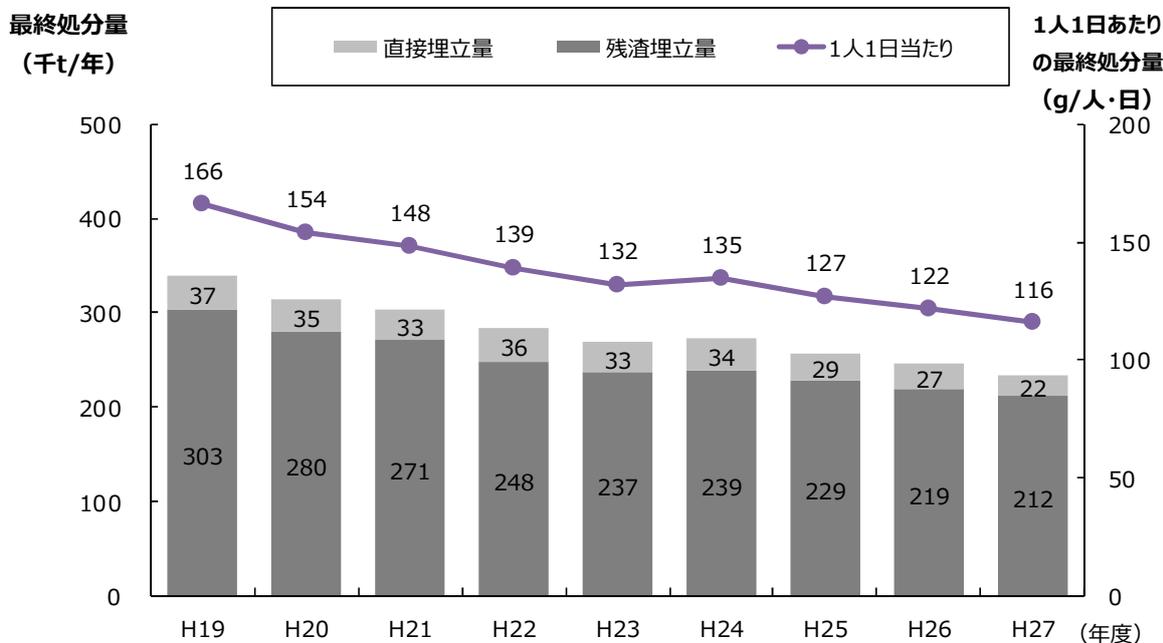
○2007(平成 19)年度以降、再生利用量は緩やかな減少傾向を示しており、再生利用率は約 17%前後で推移している。2015(平成 27)年度の再生利用率は 16.6%と、全国平均(20.4%)に対して 3.8 ポイント低く、都道府県別では全国 30 位となっている。



一般廃棄物の再生利用量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

○2007(平成 19)年度以降、最終処分量は一時的な増加はあるものの減少傾向を示しており、2015(平成 27)年度の最終処分量は 23 万 t と、2007(平成 19)年度(34 万 t)から 11 万 t(△31%)減少している。

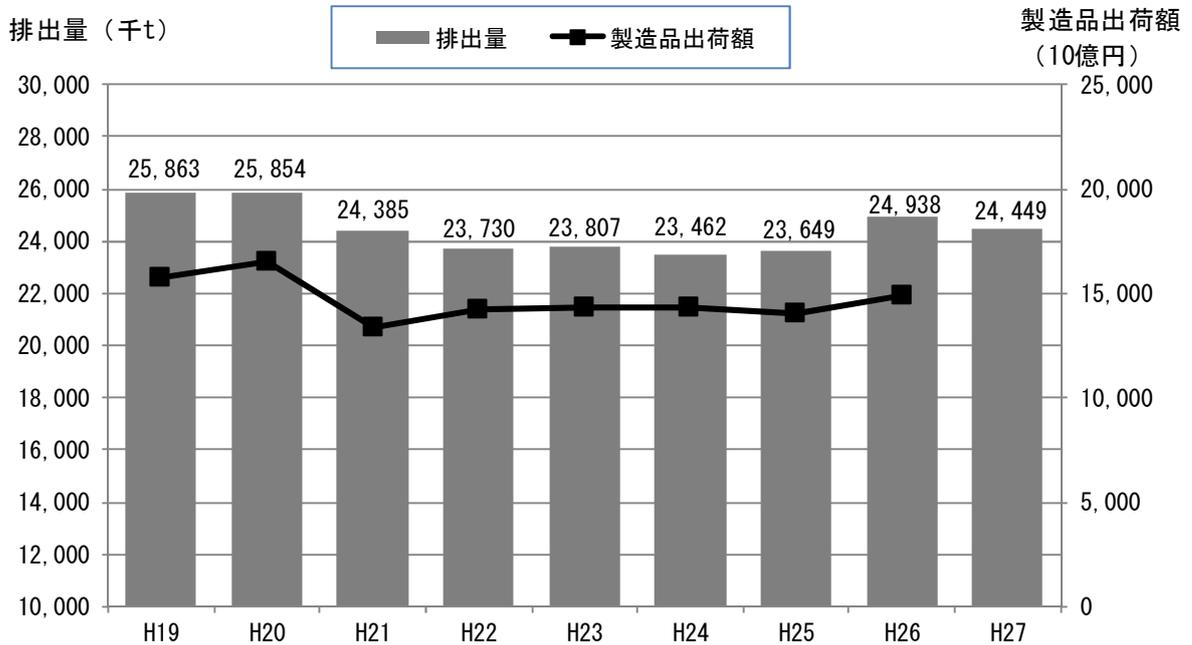


一般廃棄物の最終処分量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

### 3 産業廃棄物の状況

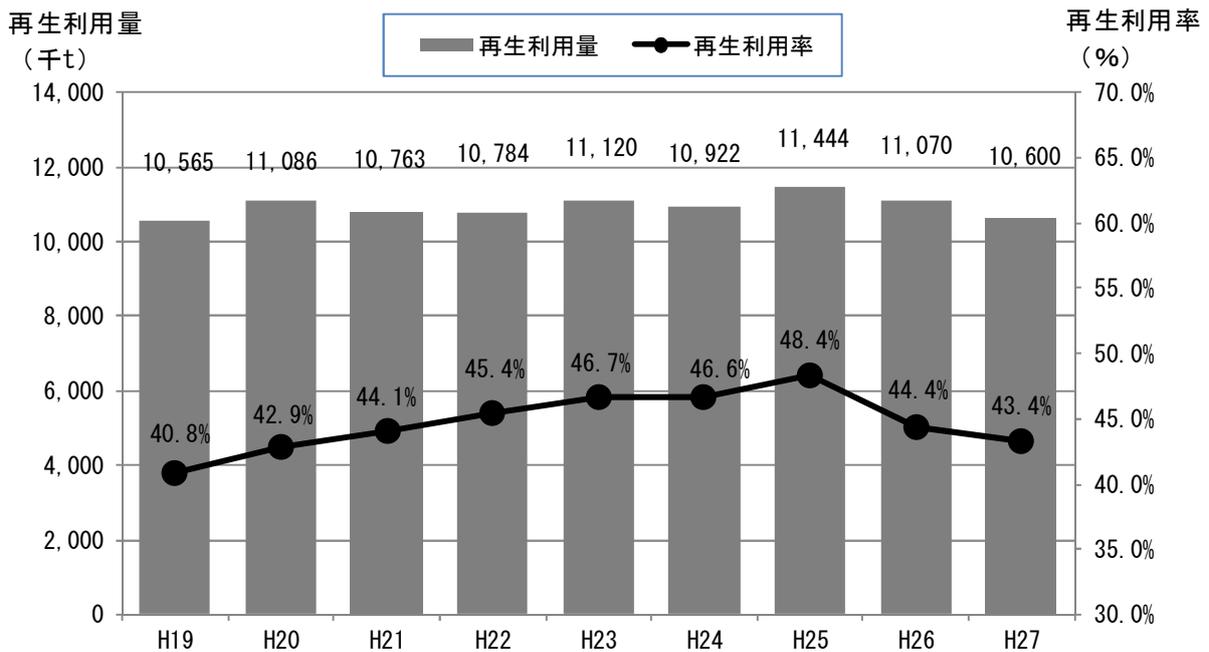
○2010(平成 22)年度以降、排出量は横ばいで推移しており、2015(平成 27)年度は 2,445 万 t である。



産業廃棄物の排出量の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

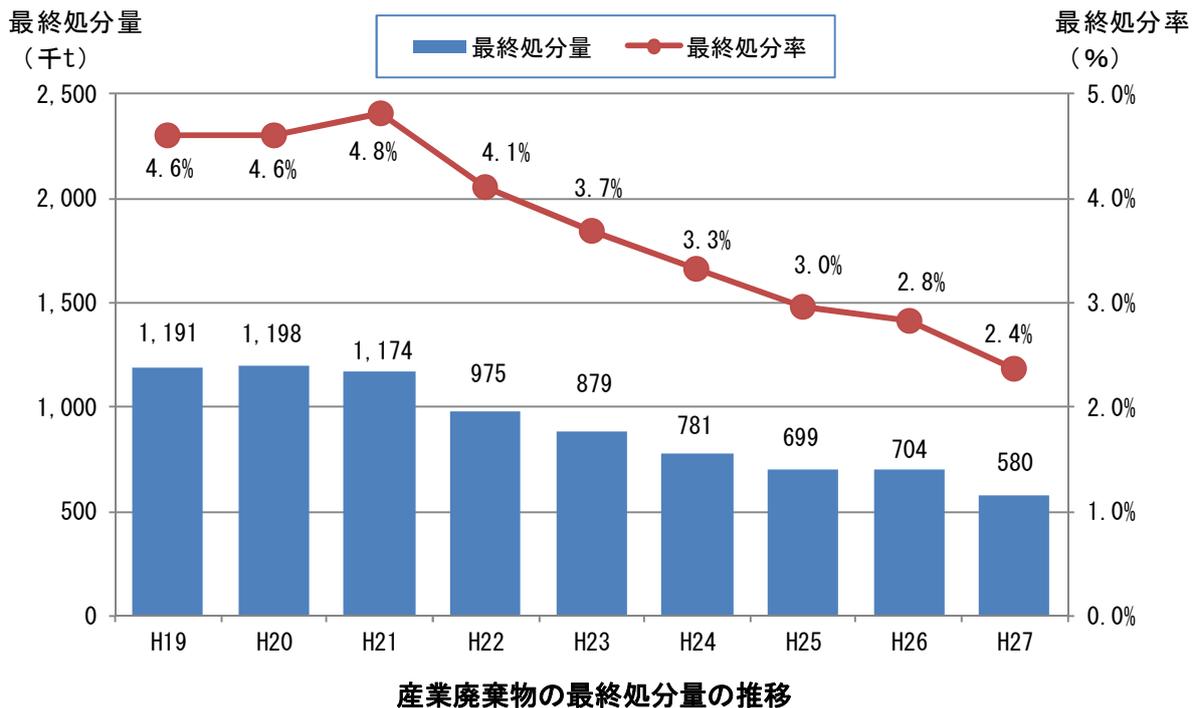
○再生利用量は横ばいで推移しており、2015(平成 27)年度は 1,060 万 t である。再生利用率は、2015(平成 27)年度は 43.4%であり、全国平均と比較すると、約 10 ポイント低い値である。



産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

○2015(平成27)年度の最終処分量は58万tで、2007(平成19)年度から半分以下に減少している。



(出典：兵庫県廃棄物処理計画)

#### 4 品目ごとの資源化・再生利用の状況

○容器包装廃棄物については、2016(平成28)年10月に策定した「兵庫県分別収集促進計画(第8期)」及び県内の全41市町(策定主体：25市8町4事務組合)が策定した「分別収集計画」に基づき、市町での分別収集をはじめ、店頭回収や集団回収を活用して、リサイクルを促進している。

○家電リサイクル法対象4品目(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)については、窓口を小売店に一元化し、消費者の利便の向上等を図る目的で、兵庫県電機商業組合の協力を得て、市町及び県が協議して構築した廃家電回収システム(兵庫方式)を2001(平成13)年4月から実施している。

○使用済小型電子機器等には有用金属が含まれていることから、リサイクルの取組を促進した結果、8割を超える36市町で取組が実施されている。

#### 5 不適正処理の状況

○不法投棄(投棄量：10t以上)の件数は、減少傾向を示しており、2016(平成28)年度実績は1件である。また、不法投棄量も件数と同様に減少傾向を示しており、2016(平成28)年度では50tである。

#### <今後の環境施策の展開に向けた課題>

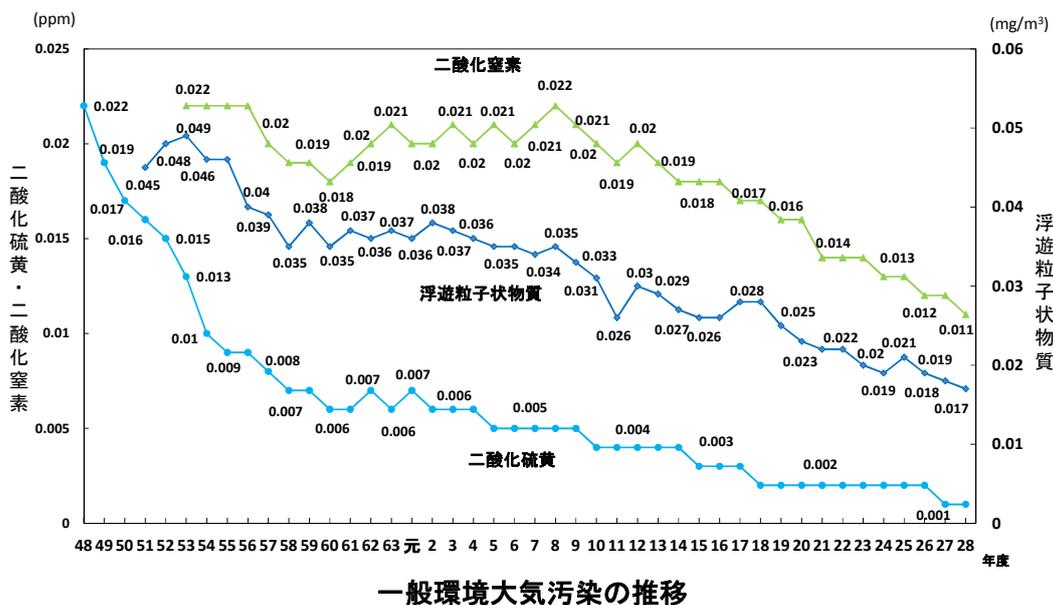
○環境への負荷が大きい廃棄物の最終処分量を削減する必要がある。

- 県民に一般廃棄物(食品ロス)の現状を伝え、削減に向けた意識啓発を行っていく必要がある。
- 産業廃棄物の発生抑制への取組を進めるよう、多量排出事業者を中心に指導していく必要がある。
- 分別の取り組みが遅れている容器包装や紙類の分別を進める必要がある。
- 高効率ごみ発電施設の整備など、廃棄物からも効率的にエネルギー回収を行い、温室効果ガス削減につなげていく必要がある。
- 食品廃棄物等の未利用資源を利活用する取組を進めていく必要がある。
- 廃棄物の不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

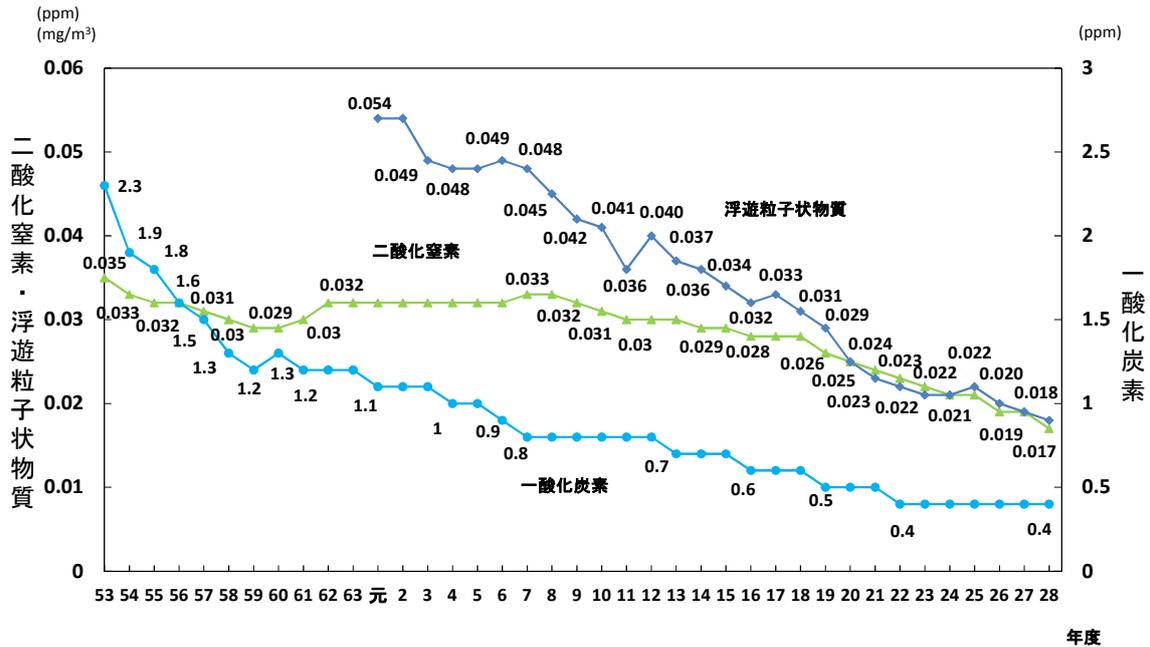
## 第4節 「安全・快適」に関する現状

### 1 大気環境の状況

- 一般環境大気測定局における大気汚染物質濃度は長期的に改善されており、2016(平成 28)年度は、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)について、測定局全てで環境基準を達成している。
- 自動車排出ガス測定局における大気汚染物質濃度についても、一般環境大気測定局と同様に近年改善傾向にあり、2016(平成 28)年度は、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)について、測定局全てで環境基準を達成している。
- また、微小粒子状物質(PM2.5)については、一般環境大気測定局で 92.7%、自動車排出ガス測定局で 95.7%の達成率で、近年、改善傾向にある。



(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 28 年度)」)



### 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

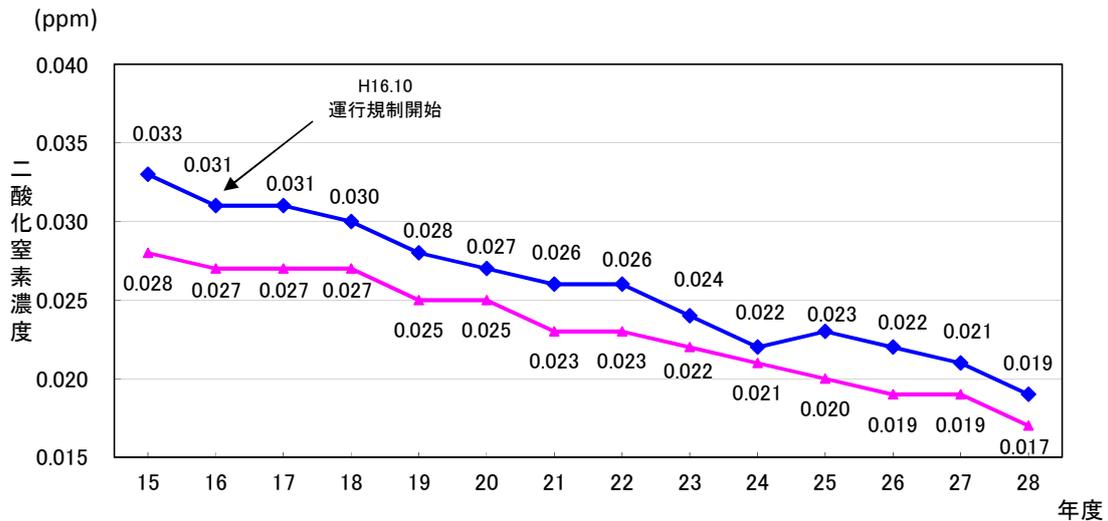
(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成28年度)」)

○自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」)に基づく対策地域<sup>※1</sup>が指定され、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には自動車NO<sub>x</sub>・PM法が適用されないことから、本県では、環境保全条例に基づき、阪神東南部地域<sup>※2</sup>において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

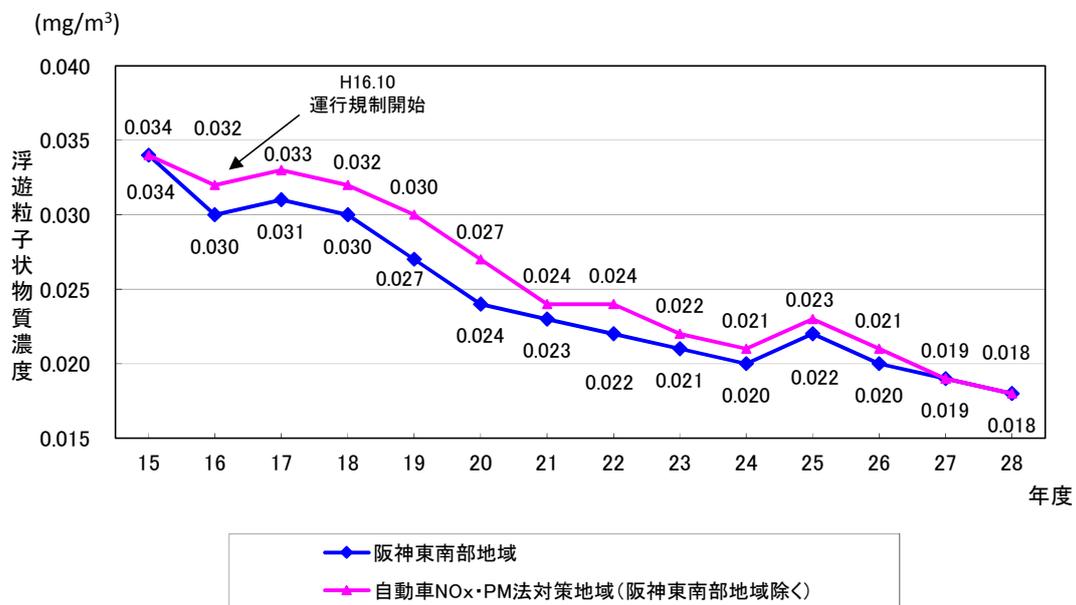
○運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。

<sup>※1</sup> 神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

<sup>※2</sup> 神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市



自動車NOx・PM法対策地域内での二酸化窒素の経年変化



自動車NOx・PM法対策地域内での浮遊粒子状物質濃度の経年変化

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成28年度)」)

○光化学オキシダントは、測定局全てで環境基準非達成となっているが、光化学オキシダントによる健康被害は2003(平成15)年度以降出ていない。

## 2 身近な生活環境の状況

### (1) 自動車騒音

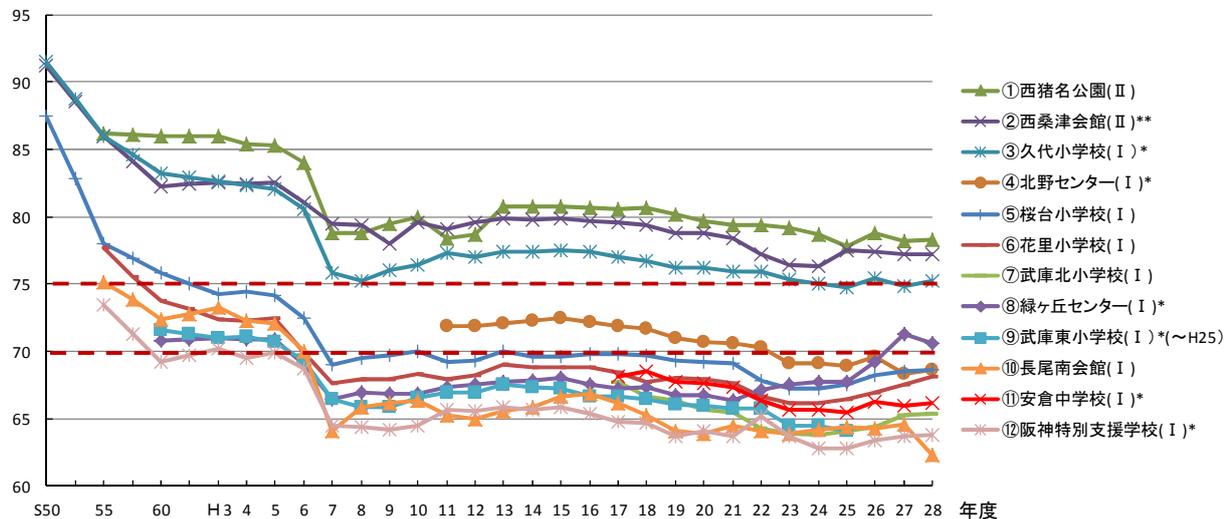
○2016(平成28)年度の自動車騒音の状況は、常時監視16地点のうち13地点において全時間帯(昼・夜)で環境基準を達成している。

### (2) 航空機騒音

○2016(平成28)年度の大阪国際空港周辺の航空機騒音の状況は、専ら住居の用に供される地

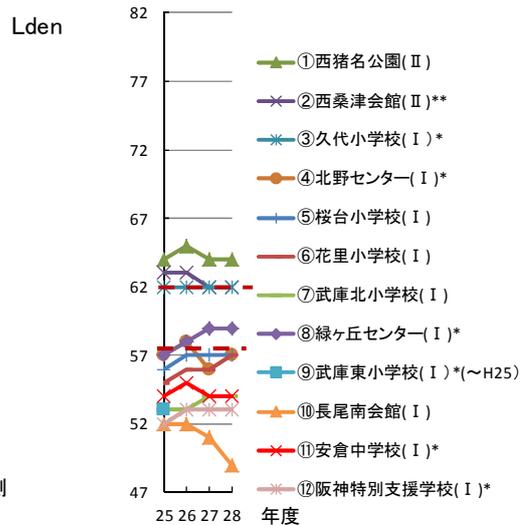
1 域(I 類型)では、測定局 9 局中 7 局で環境基準を達成しており、通常の生活を保全する必  
 2 要がある地域(II 類型)では測定局 2 局中 1 局で環境基準を達成していた。過去のデータと  
 3 比較するため、2012(平成 24)年度以前の評価方法である WECPNL の値で比較すると、大阪国  
 4 際空港周辺の航空機騒音は、近年ほぼ横ばいで推移している。

WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)



(上図) WECPNL の推移  
 【WECPNL】  
 平成 24 年度までの  
 環境基準評価指標  
 I 類型 70 WECPNL  
 II 類型 75 WECPNL

(右図) Lden の推移  
 【Lden】  
 平成 25 年度からの  
 環境基準評価指標  
 I 類型 57 dB  
 II 類型 62 dB



\* の測定局は平成 24 年度まで国による測定で暦年単位。  
 平成 25 年度からは新関西国際空港(株)による測定で年度単位。  
 平成 28 年度からは関西エアポート(株)による測定で年度単位。  
 \*\* の測定局は伊丹市による測定で暦年単位。  
 注: 長尾南会館測定局は平成 27 年 7 月 29 日～平成 28 年 6 月 30 日欠測

### 大阪国際空港周辺の騒音推移

(出典: 兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 28 年度)」)

○また、関西国際空港周辺の航空機騒音は、淡路市及び南あわじ市の 3 地点で測定を行って  
 おり、同地域には航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、全ての測定地点にお  
 いて、I 類型(住居系地域)の環境基準に比べ低い状況にある。

### (3) 新幹線鉄道騒音、振動

○新幹線鉄道騒音の状況は、主として住居の用に供される地域(I 類型)では、9 地点中 6 地  
 点において環境基準を達成している(近接軌道中心から 25m の地点において評価)。なお、  
 環境基準が非達成である 3 地点については、住宅地域に対する暫定目標(75dB)を達成して

いる。

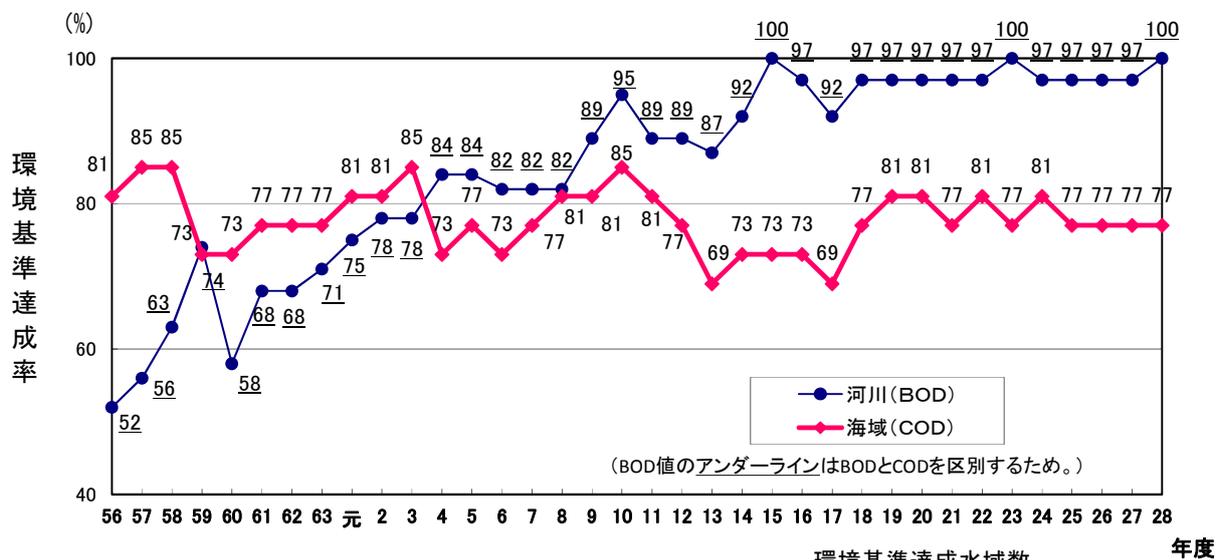
○また、振動については、全9地点(騒音測定と同地点)において、指針値(70dB)を下回っている。

### 3 水環境の状況

○健康項目については、27項目中、砒素、ふっ素を除く25項目は全ての測定地点で達成している。なお、砒素、ふっ素の基準値を超過したいずれの地点も、地質による自然的な影響であり、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

○生活環境項目について、河川における生物化学的酸素要求量(BOD)、海域及び湖沼における化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成状況をみると、2016(平成28)年度は、河川では39水域全て(環境基準達成率100%)で、海域では26水域中20水域(同77%)で環境基準を達成している。また、湖沼1水域では、環境基準を達成していない。長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。

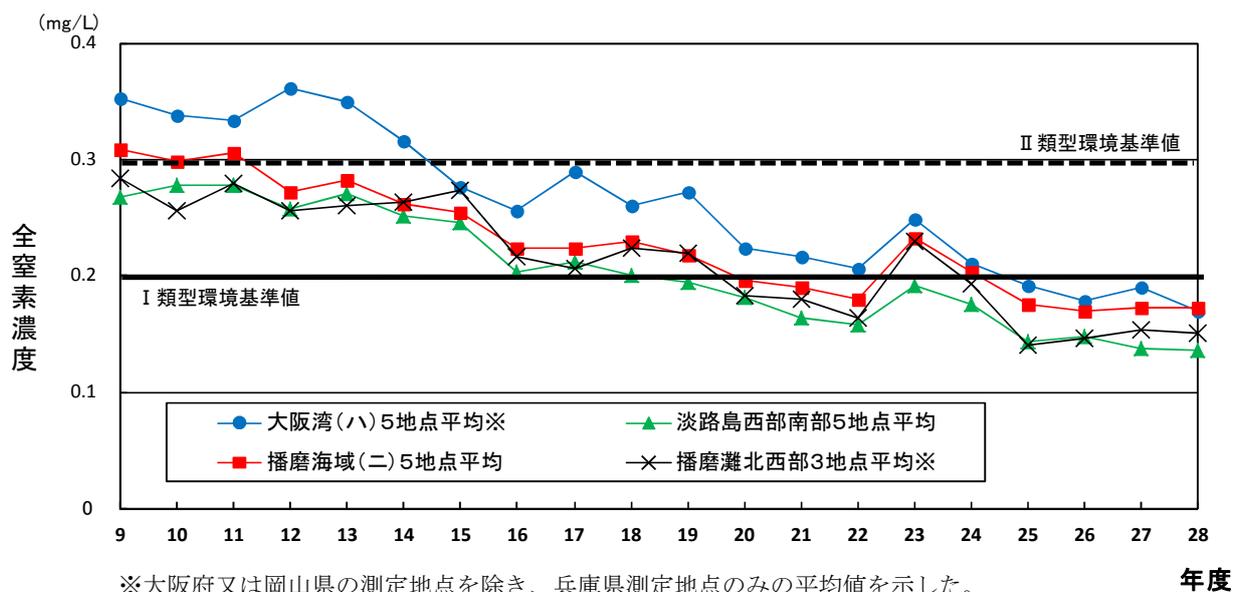
○県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全りんは、2012(平成24)年度以降9水域全てで、環境基準を継続して達成している。窒素及びりんは、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、Ⅱ類型指定水域の県内4水域では、窒素濃度は低下傾向であり、2013(平成25)年度以降、Ⅰ類型の環境基準値以下となっている。



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

#### 公共用水域における水質環境基準(生活環境項目)達成率の推移

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成28年度)」)



## II 類型指定水域別全窒素濃度の推移

(出典：兵庫県環境管理局「大気・水質等常時監視結果(平成 28 年度)」)

○地下水は、全環境基準項目調査を基本として 102 地点で調査を行い、97 地点で環境基準を達成した。

## 4 有害化学物質の状況

○2016(平成 28)年度の有害大気汚染物質の状況は、7 地点で 21 物質について測定を行っており、環境基準が設定されている 4 物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)について、全ての地点で環境基準を達成している。

○ダイオキシン調査では、2016(平成 28)年度は、大気(2 地点)、水質(河川 2 地点及び海域 2 地点)、底質(河川 2 地点及び海域 2 地点)の測定地点すべてで環境基準を達成している。

### <今後の環境施策の展開に向けた課題>

○移流汚染対策も含めた効果的な PM2.5 対策を進める必要がある。

○一部海域で COD の環境基準が未達成のため、環境基準達成に向けた対策を進める必要がある。あわせて、生態系の維持に必要な栄養塩の適切な供給と円滑な循環に資する方策を進める必要がある。

○廃棄物の不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

○PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物保管事業者に対し、早期の処分を指導する必要がある。

○予防原則に基づき、人の健康や環境に及ぼすおそれのある化学物質について、影響の調査・研

1 究を実施する必要がある。

2  
3 ○東日本大震災前後の放射性物質の変化について、モニタリングと適切な情報提供を継続する必  
4 要がある。

5  
6 ○頻発する自然災害への備えとして、緊急防災林整備による災害緩衝林の整備、土砂流出の抑制  
7 を図るとともに、災害廃棄物処理の体制づくりを進める必要がある。

## 8 9 **第5節 「地域力」に関する現状**

### 10 **1 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進状況**

11 ○環境やいのちを大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、兵庫の豊  
12 かな自然・風土を生かしながら、乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに  
13 応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育を推進するとともに、  
14 地域の自然の中での豊かな体験を通してふるさと意識を育んでいる。

#### 15 16 **(1) 乳幼児期の環境学習・教育の推進**

17 ○乳幼児期は、季節ごとの様々な動植物とのふれあいや作物の栽培など、自然体験を通じて  
18 豊かな感性を育み、いのちの大切さを学ぶ「ひょうごっこグリーンガーデン」事業を展開し  
19 ている。

20  
21 ○幼稚園教諭・保育士等を対象とした参加体験型の研修である「環境学習実践研修」では、指  
22 導者自らが自然を体験するとともに、参画と協働による生物多様性の保全を意識つけた体  
23 験型の研修を実施し、幼稚園・保育所・認定こども園での環境学習・教育の担い手を育成  
24 している。

25  
26 ○また、幼稚園・保育所・認定こども園を対象として実施した体験型の環境学習・教育をま  
27 とめた体験プログラム事例集、実践事例集や環境紙しばいを作成し、普及啓発に取り組ん  
28 でいる。

#### 29 30 **(2) 学齢期の環境学習・教育の推進**

31 ○学齢期においては、地域の身近な環境や地域の環境問題を題材に、各教科や総合的な学習  
32 の時間等、学校の教育活動全体を通じて環境学習・教育を行う「ひょうごグリーンスクール」  
33 事業を展開している。

34  
35 ○全公立小学校3年生を対象とした「環境体験事業」では、「ひょうごグリーンサポーター」や  
36 地域の人々の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など、自然に触れ合う体験型環境学習  
37 を通じ、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶとともに、子どもたちのふるさと意識を  
38 育んでいる。

39  
40 ○全公立小学校5年生を対象とした「自然学校推進事業」では、学習の場を教室から自然の中

1 に移し、豊かな感性や社会性などを育む活動に取り組むことを通して、心身ともに調和の  
2 とれた児童の育成を図っている。

3  
4 ○また、「環境教育実践発表大会」を実施し、先進校の実践事例発表や講演を通して、環境教  
5 育推進の成果や課題等についての情報交換を行うほか、特色ある優れた実践校をグリーン  
6 スクールとして表彰し、活動内容等の普及を図っている。

### 7 8 **(3) 成人期の環境学習・教育の推進**

9 ○成人期においては、大学生や社会人、シニア世代が、地域の資源を十分に生かし、自らも  
10 学びつつ、乳幼児、児童生徒への環境学習・教育の支援を通じて、次世代に環境やいのち  
11 の大切さなどを伝える「ひょうごグリーンサポートクラブ」事業を展開している。

12  
13 ○各県民局・県民センターでは、地域の環境学習・教育事業を支える「ひょうごグリーンサポ  
14 ーター」(H28 年度末現在 1,016 名)を募集・登録しており、全公立小学校での「環境体験事業」  
15 や幼稚園・保育所・認定こども園における環境学習・教育への支援等に対応している。

16  
17 ○また、様々な環境保全・創造活動の担い手が一堂に会し、活動発表や意見交換を行う「ひよ  
18 うご環境担い手サミット」を開催し、担い手同士の連携や協働取組を促進している。

### 19 20 **(4) 環境学習・教育に関する情報発信・活動支援**

21 ○県では、環境学習・教育を総合的に推進するため、必要となる基盤の整備と実施主体への  
22 支援を実施している。中間支援組織である「ひょうごエコプラザ」は、情報発信、交流促進、  
23 活動支援、総合相談窓口等の機能を有し、県民からの相談への対応や情報提供、ホームペ  
24 ージなどにより講座・イベント等の案内、環境学習・教育に関する情報を発信している。

25  
26 ○また、2008(平成 20)年に播磨科学公園都市内に開設した「ひょうご環境体験館」では、体験  
27 活動等を通じて地球温暖化をはじめとする環境問題についての県民一人ひとりの意識の向  
28 上や県民による環境保全・創造活動を促進している。

29  
30 ○その他、エコツーリズムバスによる環境学習・教育に取り組む団体・学校の活動支援やひ  
31 ょうごエコフェスティバルの開催を通じた地域団体、NPO、事業者等の交流の促進を図って  
32 いる。

## 33 34 **2 地域資源の活用とネットワーク化**

### 35 **(1) 地域の特徴を生かした環境保全・創造取組の推進**

36 ○兵庫県は、瀬戸内海沿岸の都市部や森・川・里・海の豊かな自然など、多様な環境を有し  
37 ており、地域ごとに自然的、歴史的な特徴を生かした取組が県民・行政が一体となって行  
38 われている。具体的には、六甲山や尼崎 21 世紀の森など都市に近接している自然をフィー  
39 ルドとした取組、ため池や水辺空間を活用した取組や生活空間の美化に関する取組などが  
40 展開されている。

1

2

## 県内各地域の特徴的な環境保全・創造取組例

地域	内容
神戸・阪神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市山「六甲山」における生物多様性の保全</li> <li>・尼崎 21 世紀の森構想 (H14. 3～)</li> <li>・北摂里山博物館構想 (H23. 9～)</li> </ul>
播磨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いなみ野ため池ミュージアム (H14～)</li> <li>・北はりま田園空間博物館 (H14～)</li> <li>・しそ森林王国 (H1. 4～)</li> <li>・水辺の環境学習</li> </ul>
但馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コウノトリ野生復帰プロジェクト (H15. 3～)</li> <li>・山陰海岸ジオパーク (H20. 12～)</li> </ul>
丹波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丹波の森構想 (H1. 3～)</li> </ul>
淡路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あわじ環境未来島構想 (H23. 12～)</li> <li>・あわじ菜の花エコプロジェクト (H14～)</li> </ul>

3

4

### (2) 地域団体・NPO、企業等の取組

5

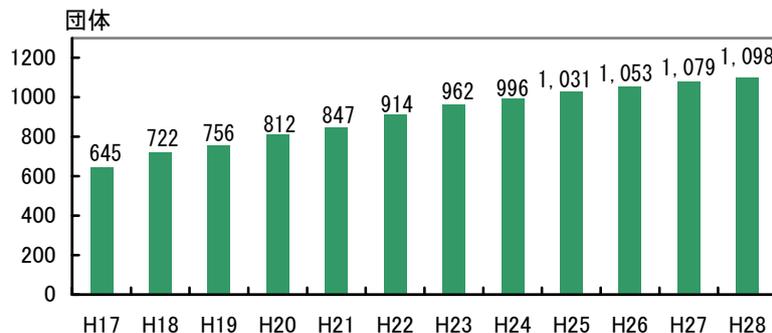
6

7

8

9

○兵庫県内で環境保全・創造に取り組む地域団体・NPO 等は、2005(平成 17)年度末の 645 団体から、2016(平成 28)年度末で 1,098 団体(ひょうごボランティアプラザ地域づくり活動情報システム「コラボネット」登録団体数)と着実に増加しており、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されている。



環境保全・創造に取り組む NPO 等の数

(出典：県環境政策課調べ)

10

11

12

13

14

15

16

17

18

○企業においては、ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの取得など、自主的な環境管理が浸透している。また、環境報告書の作成・公開など、環境保全・創造の取組の情報開示が進展している。さらに、工場見学や環境出前講座の開催、森林保全活動への協力など、企業と地域が結びついた活動が広がっている。

### **(3) 環境影響評価の状況**

○2013(平成 25)年の環境影響評価法の改正により、計画立案段階での環境配慮書手続が導入された。これにより、事業者は計画立案段階での事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、事業の実施が想定される地域の環境に与える影響等について早期の環境配慮が可能となり、環境影響の回避・低減がより一層図られている。

### **(4) 県内の環境関係機関や研究機関との連携**

○県内の環境関係機関・研究機関と連携しながら、環境施策や取組を充実させている。

#### **□ (公財)ひょうご環境創造協会**

地球温暖化対策から環境学習・教育への支援など幅広い環境問題に対し、県民、NPO 等、企業、行政とともに一元的・総合的な取組を実施している。

#### **□ 兵庫県環境研究センター**

県民の安全・安心を確保するため、排出基準未設定化学物質の実態調査、PM2.5 の成分分析、地球環境問題等の行政課題に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案している。

#### **□ 兵庫県森林動物研究センター**

野生動物と人とのあつれきの課題解決のため、科学的な調査研究に基づき生息地管理、個体数管理、被害管理を行うことにより、野生動物の保護と管理を実施している。

#### **□ 兵庫県立人と自然の博物館**

県民の人と自然への関心を高めるとともに、課題を解決し地域で行動できる担い手や地域研究員を養成するため、講義・実習・調査等を実施している。

#### **□ 県内に立地している国際研究機関**

県内に立地している(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)や(公財)国際エメックスセンターにおいて、地球温暖化をはじめとする環境課題への解決に向けた取組を実施している。

### **<今後の環境施策の展開に向けた課題>**

○ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進める必要がある。

○地域特性に応じた環境学習・教育を推進する必要がある。

○乳幼児期からの発達段階に応じた自然体験活動等あらゆる主体による環境学習・教育を推進する必要がある。

○家族がともに学ぶなど世代間で継続した環境学習・教育を推進する必要がある。

○環境影響制度の運用にあたっては、関係者に対して情報が適切に公開される必要がある。

○NPO・各種団体等との連携・交流による環境学習・教育を展開する必要がある。

1

2

○担い手を育成する必要がある。

3

# 第3部 目指すべき将来像

## 第1章 施策体系

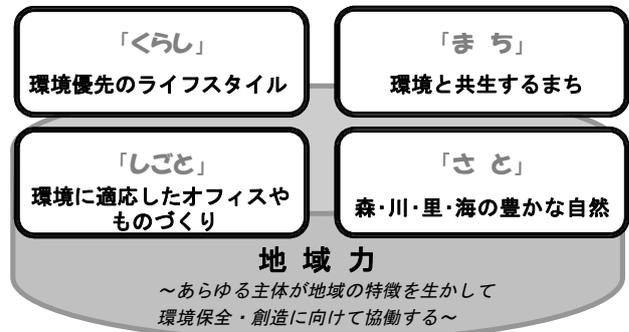
○第4次基本計画の施策体系を継承する。

### (1) 県民の活動の「場」として、「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの場を設定し、将来像を描く

○県民・事業者・NPO等の参画と協働を促し、各主体が共通の認識を持って行動するためには、県民の生活(くらし)や経済活動(しごと)、くらしの場としての都市部(まち)、多自然地域(さと)の活動の場からみた環境保全・創造活動を推進することが必要となる。

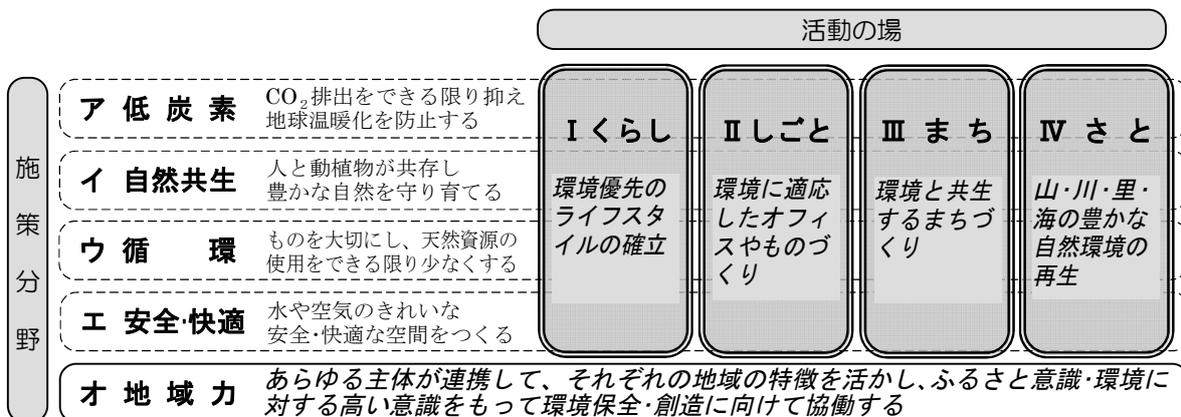
### (2) 環境課題への全県的な対策に併せ、各主体が協働し、地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする

○これまで進めてきた環境施策を踏まえ、第5次基本計画では、より地域が一体となった取組を進めることとする。その基盤となるのは、地域に脈々と引き継がれてきた県民の生活、産業、地域コミュニティであり、あらゆる主体が協働し、それぞれの地域の特徴を活かして取り組んでいくことを“地域力”と表現し、環境の取組を支える土台として位置付ける。



### (3) 環境の分野を「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」と整理し、活動の場ごとに施策展開を図る

○目指すべき“豊かで美しい環境”を実現させるための施策分野として「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」の4つの要素で整理し、県民の活動の場ごとに効果的な施策展開を図る。



施策分野と活動の場の関係

## 1 第2章 活動の“場”の将来像

### 1 「くらし」の姿 ～環境優先のライフスタイルの確立～

○私たちの暮らしは、豊かさとともに、大量消費、大量廃棄を招き、産業型公害から生活排水や自動車排出ガス等の都市生活型公害を引き起こしてきた。また、経済活動の増大により、地球温暖化や生物多様性の危機といった地球環境問題にも発展していった。

○これらの問題を解決するためには、まず、私たちのライフスタイルを転換し、エネルギーの効率的な利用や、資源の有効活用、自然と共生した暮らしの実践などが求められる。

○これらを踏まえ、私たちの将来の「くらし」の姿として、“環境優先のライフスタイルの確立”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

#### 目指すべき将来像

- 日常生活で、温室効果ガスの排出の少ない省エネ型生活スタイルが確立している
- 太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーが大量に導入されている
- ボランティア活動等、里地・里山・里海の再生に向けた取組に参加している
- 3Rに配慮した生活を実践し、ごみの排出を少なくする生活が定着している
- ごみ拾い運動等、地域の美化運動が展開されている

### 2 「しごと」の姿 ～環境に適応したオフィスやものづくり～

○本県は、産業立県とも言われ、瀬戸内海沿岸部を中心に、我が国の産業基盤を支えてきた。その一方で、環境保全に関する取組も継続的に行われている。

○これまでは、地域で活動する企業として、公害防止への取組を始めとして、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、省エネ化や再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス削減対策などが進められてきた。

○近年においては、地域住民との交流や森づくり活動など、CSR活動を積極的に推進する企業が増加しており、今後、地域と企業がより密接に関わって、環境づくりを進めることが期待される。

○これらを踏まえ、将来の事業活動の場である「しごと」の姿として、“環境に適応したオフィスやものづくり”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

#### 目指すべき将来像

- 経済活動において、温室効果ガス排出の少ない仕組みが浸透している
- 地域の特徴に合わせた再生可能エネルギーの設置が進んでいる
- 環境創造型農業等、環境に配慮した農業技術が普及している
- 天然資源への依存度の少ない経済活動が進み、産業廃棄物の排出が抑制されている
- 廃棄物が安全かつ適正に処理・最終処分されている
- 工場等の公害防止体制が適切に運用されている
- 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響を未然に防ぐ対策が進んでいる

### 3 「まち」の姿 ～環境と共生するまちづくり～

- 都市においては、少子高齢化社会のインフラ基盤として、コンパクトなまちづくりが求められている。公共交通機関の利便性を向上し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した自動車等の交通手段が普及している社会づくりを進める必要がある。
- また、エネルギーの需給状況が管理され、効率的に利用されるスマートシティなど、次世代のまちづくりに向けたエネルギーの最適利用の方法について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、本県の将来の「まち」の姿として、“環境と共生するまちづくり”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

#### 目指すべき将来像

- 再生可能エネルギーの最適な組み合わせによるスマートシティが形成されている
- 公共交通利用意識が高まるとともに、環境にやさしい移動手段が普及している
- 外来生物が駆除され、在来種の生息環境が確保されている
- 食品残渣等のバイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
- 水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されている

### 4 「さと」の姿 ～森・川・里・海の豊かな自然環境の再生～

- 多様な自然環境を有する本県は、森・川・里・海の恵み豊かな自然資源に恵まれている。しかしながら、近年においては、野生鳥獣による農林業被害、物質循環の不足が原因の一因とされる魚介類の減少、林業の衰退による森林機能の低下など、健全な物質循環に課題が生じている。
- これらを踏まえ、本県の将来の「さと」の姿として、“森・川・里・海の豊かな自然環境の再生”を掲げ、以下のような環境づくりを目指す。

#### 目指すべき将来像

- 間伐など森林の整備が進み、CO<sub>2</sub>吸収源としての機能が強化されている
- 地域に賦存する再生可能エネルギーが大量に導入され、エネルギー需給に重要な役割を果たしている
- 野生動物の適正な保護・管理が行われ、人と野生動物が共生している
- 森・川・里・海の豊かな自然が再生され、健全な物質循環が確保されている
- 自然公園等、自然とのふれあいの場が有効に活用されている
- 未利用系木質バイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
- 災害に強い森づくり等、自然災害に備えた安全・安心な環境づくりが進んでいる

### 第3章 “地域力” を基盤とした活動の将来像

○本県の人口が 2010(平成 22)年度をピークに自然減に転じ、今後、ますます少子高齢化社会が進む中で、県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指すとともに、町内会や市町域から県域さらには関西域まで、あらゆる「地域」の環境の保全と創造に向けた取組に参画することが必要である。加えて、地域で意欲的な活動を行っている NPO 等との連携や地域団体とのネットワーク、環境学習・教育によるふるさと意識や環境保全に対する意識の醸成などを通じて、地域が一体となって、豊かで美しい環境を創らなければならない。

○これらを踏まえ、あらゆる主体が連携して、地域の特徴を生かし、ふるさと意識・環境に対する高い意識をもって環境保全・創造に向けて協働する＝「地域力」を高める取組として、以下のような環境づくりを目指す。

#### 目指すべき将来像

- 様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られている
- 地域資源を活用した環境保全・創造の取組みなど、県民、事業者、地域団体、NPO、大学・研究機関、行政等のネットワークによる地域づくりが進んでいる
- 県内の環境の状況や県施策の取組状況等の積極的な情報提供により、県民の参画・協働の基盤が整備されている

## 第4部 今後の環境施策の展開の基本的な考え方

### 第1章 基本理念

私たちのふるさとである兵庫県は、日本の縮図とも称される多様な地域性を持ち、都市や農村それぞれの地域で脈々と受け継がれてきた生活や伝統、歴史文化、自然景観などの地域資源が豊富に存在している。一方で、瀬戸内海臨海部に広がる阪神工業地帯から播磨工業地帯に至る基幹産業の集積地に代表される“ものづくり県”でもある。

こうした様々な地域特性を生かし、県民はもとより、地域団体やNPO、事業者、行政など、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、暮らしや事業活動、都市や農村といった活動の場において、よりよい環境づくりに向けて協働する“地域力”は、これからの環境保全・創造に向けた基盤としてますます重要となっている。

これら多様な“地域力”による環境の保全と創造の取組が、社会のあり方やしくみを先導し変えていく役割を担う「環境先導社会」の構築を目指し、社会的・経済的な発展を維持しつつ、良好で快適な生活環境の中で、恵み豊かな、人と自然が共生する“豊かで美しいひょうご”を実現することが必要である。

21世紀をリードする兵庫の取組を全国に広く発信するとともに、この“豊かで美しいひょうご”を次世代に継承していかなければならない。

これらを踏まえ、本計画では、地域に根ざした環境づくりのあり方として、以下の基本理念を掲げる。

#### <基本理念>

#### 地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現



○私たちのふるさとである兵庫県は、日本の縮図とも称される多様な地域性を持ち、都市や農村それぞれの地域で脈々と受け継がれてきた生活や伝統、歴史文化、自然景観、産業基盤などの地域資源が豊富に存在している。

○一方で、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、人口の偏在などによって、里地や里山、里海などの豊かな自然や風土、文化をこれまでどおり維持することが難しくなっている。

○私たちは、改めて自分たちの暮らしが、さまざまな自然の「恵み」によって支えられていることを認識するとともに、県民、地域団体、NPO、事業者、行政など、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、暮らしや事業活動、都市や農村といった活動の場において、よりよい環境づくりに向けて協働する「地域力」を今こそ発揮していかななくてはならない。

○こうした多様な「地域力」による取組によって、社会のあり方やしくみを先導し変えていく「環境先導社会」を構築するとともに、環境と経済、社会の統合的向上を図りながら、良好で快適な生活環境の中で人と自然が共生する「恵み豊かなふるさとひょうご」を実現し、次世代に引き継いでいくことが重要である。

○今後とも、多様な主体による対話を重視し、新しい課題に果敢にチャレンジすることにより、この「恵み豊かなふるさとひょうご」を県民総参加で創り上げ、21世紀をリードする兵庫の取組として全国に広く発信していきたい。

○これらを踏まえ、本計画では、自然の恵みに感謝して環境づくりに取り組むための基本理念として、以下を掲げる。

#### <検討案>

#### —地域力で創る環境先導社会—

“恵み豊かなふるさとひょうご”を次世代につなぐ

## 第2章 施策展開において留意すべき視点

○本県の環境の現状やこれまでの取組、時代の潮流等を踏まえながら、環境の保全と創造に関する取組を着実に進めるとともに、施策の新たな展開が、環境課題の解決だけでなく、経済・社会的な課題の解決や地域の活性化、さらには新たな地域社会のあり方やライフスタイルの提案等にも貢献することができるよう、中長期的展望も含め以下の3つの視点に留意する。

### 視点1 分野横断的な取組の推進

#### (1) 環境・経済・社会の統合的向上

- 環境問題は、人類のあらゆる社会・経済活動から生じるものであり、環境・経済・社会の諸課題は密接に関係している。
- 人口の減少や高齢化、都市部への若年層の流入による人口の偏在等により経済・社会的課題が深刻化するなかで、今後の環境政策の展開にあたっては、社会経済システムに環境配慮を盛り込んでいくことはもとより、活力ある地域社会づくりの観点から、社会・経済的課題の解決に資するよう、統合的な視点が求められる。
- 例えば、環境ビジネスの促進や環境に配慮した企業経営の促進をはじめ、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする ESG 投資<sup>※3</sup>やグリーンボンド<sup>※4</sup>等によって、経済システムのグリーン化を進めていくこと
- また、社会資本整備や土地利用などにおいて、生物の生息の場の提供や良好な景観形成、防災・減災等の多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある県土を整備していこうとするグリーンインフラ<sup>※5</sup>に関する取組などがあげられる。

#### (2) 地域資源を最大限に生かした持続可能な地域づくりー環境の視点からの地域創生の実現

- 本県では、人口の減少を抑制し、人口減少下にあっても各地域が活力を持って自立し、県民が将来への希望を持って個性豊かで潤いのある生活を送ることのできる地域社会づくりを目指す「地域創生」に取り組んでいる。
- 地域創生の実現にあたっては、(1)で示した「環境・経済・社会の統合的向上」によって、環境・経済・社会の全ての面において持続可能な、魅力ある地域づくりを進めることが重要である。
- このためには、それぞれの地域が持つ自然環境やエネルギー資源、地域の風土や伝統文化、人的資源など、地域資源を生かしながら地域を活性化していくことが求められる。
- 例えば、再生可能エネルギーや未利用エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーの導入によって、低炭素型で、かつ防災・減災に資する地域づくりのみならず、域外への資金流出の抑制によって地域の経済循環や雇用の確保を促すことが可能になる。

※3 環境・社会・企業統治という非財務項目を投資分析や意思決定に反映させる投資

※4 企業や地方自治体等がグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券

※5 自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面における様々な課題解決に活用しようとする考え方。平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれた。

### 1 (3) 対話と連携・ネットワークの重視

2 ○多様な環境問題を解決し、持続可能な地域づくりを進めるためには、行政の取組だけではなく、  
3 県民や事業者、地域団体、NPOなど、地域の多様な主体が協働・参画していくことや、人と  
4 人、人と自然、あるいは都市や農山漁村を含めた地域と地域が相互に交流・連携を深め、相互  
5 に支えあって共生していくことが一層重要になる。

6 ○その際、森や里、川・流域、海のつながりで物が循環する「自然的つながり」、資金が循環する  
7 「経済的つながり」、さらには人材の持つ力や思いがつながる「人のつながり」など、多様なつな  
8 がりを生み出し、生かしていくことが求められる。

9 ○また、国の提唱する「地域循環共生圏<sup>※6</sup>」の考え方を踏まえ、それぞれの地域が特性を活かした  
10 強みを発揮し自立・分散型の社会を形成しながら、近隣地域等と広域的なネットワークを形成  
11 することで相互に補完し支え合う「地域のつながり」を形成していくことも重要である。

12 ○こうした取組にあつては、個人の価値観が多様化し、また環境問題も多様化・複雑化するなか  
13 にあつて、多様な主体が連携した地域づくりに際し、粘り強い対話など丁寧な合意形成のプロ  
14 セスを重ねることが重要である。例えば、洲本市五色沖で検討が進められている洋上風力発電  
15 事業においては、事業化可能性の調査段階から有識者、地元関係者、行政等による協議会を立  
16 ち上げるなど住民合意形成のプロセスを重視した取組が進められている。

### 18 (4) 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化

19 ○地球規模での環境問題が深刻化する一方、我が国では人口減少・少子高齢化等による課題が顕  
20 在化する中で、持続可能な地域づくりを進めるには、豊かな社会生活やこれを支える経済活動  
21 を維持しつつ、環境への負荷を極力抑えることのできるような新たな社会のあり方を模索し、  
22 構築していくことが求められる。

23 ○このためには、地域の環境保全・創造に係る実践的活動を担う人材に加え、従来の活動や事業  
24 を転換し、あるいは新たな事業の起業などを通じて、持続可能な社会に向けた社会のパラダイ  
25 ムシフトを牽引することのできる人材を育てていくことが重要である。

26 ○このような人材には、強い意欲や専門性、コミュニケーション力やリーダーシップ等の資質が  
27 求められることから、乳幼児期や学齢期からの参加・体験型の学習や、大学・大学院等での専  
28 門的かつ実践的な教育に加えて、社会人が専門的な知識を獲得し必要なスキルを向上させるこ  
29 とのできる学習機会の提供が求められる。

30 ○その際、長年の職業経験等を通じてこうした資質の多くを備えるシニア世代の掘り起こしと活  
31 躍支援等も重要な課題である。

### 33 (5) 技術革新(イノベーション)の普及・活用

34 ○地球規模での気候変動・地球温暖化、資源・エネルギーの需給ひっ迫をはじめ、水資源の汚染・  
35 枯渇等、地球規模の環境問題が顕在化している。一方、我が国においては、少子高齢化や人口  
36 の減少、地域偏在等が急速に進み、環境・経済・社会に関わる複合的な課題が生じている。

37 ○このような地球規模での課題の解決や、環境・経済・社会の統合的な問題解決・向上を図るた  
38 めには、既存技術の向上・普及だけではなく、革新的な科学技術によるイノベーションが不可

---

<sup>※6</sup> 地域ごとに存在する多様な資源がその地域で循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域の特性に応じて地域が相互に補完し合う圏域

1 欠である。

2 ○今後の環境問題への取組においては、こうしたイノベーションを促すとともに、最先端の科学  
3 技術やその組み合わせを、社会のシステム・個々の取組などに積極的に組み込んでいくことが  
4 重要である。

5 ○さらには、このような革新的な技術やこれを取り入れた先導的なシステムなどを、アジア諸国  
6 をはじめとする海外の諸国へ提供することで、地球規模での環境問題の解決に先導的に貢献し  
7 ていくことが求められる。

## 8 9 **視点2 SDGsの考え方の活用**

10 ○SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる課題に統  
11 合的に取り組むための世界共通の目標であり、本県においてもその達成に向けて積極的に取り組  
12 む必要がある。

13 ○また、SDGsの理念に沿い経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組む  
14 ことは、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもある。

15 ○さらに、SDGsの掲げる17のゴールには環境問題に関わるものが多くを占めること、また、  
16 あらゆる利害関係者(ステークホルダー)や当事者の参画を重視する全員参加型の理念は、本県の  
17 環境政策の展開において重視してきた「地域力」の考え方と通底するものであることなどからも、  
18 当計画の策定・推進に際してもSDGsの考え方を活用していくことが求められる。

19 ○具体的には、その理念や目標を共有するとともに、一つの行動が複数の側面における利益を生み  
20 出すマルチベネフィットの考え方や、あるべき将来像から逆算して現在すべきことを考えるバッ  
21 クキャストイングの考え方の活用についても検討を進める必要がある。

## 22 23 **視点3 メリハリのある指標の設定による適切な進捗管理**

24 ○第4次基本計画では、豊かで美しいひょうごの実現のため、数値化された客観指標である「ひよ  
25 うごの環境指標」を設定し、定期的に取り組の進捗状況を点検・評価した。

26 ○次期計画においても、各取組主体が目標を共有し、これに向けた取組の進捗度を可視化すること  
27 を通じて、その有効性を判断し、さらなる取組の推進に資することができるよう、適切な指標の  
28 選定や重み付け、明確で客観的な評価基準の設定等、メリハリのある指標による進行管理を行う  
29 ことが求められる。

## 30 31 **第3章 顕在化する環境課題に対する重点的取組の推進**

32 ○第2部「環境の現状」でも述べたように、近年、地球規模での環境課題や、県民の身近な暮らしに関  
33 わる様々な環境課題が顕在化している。第5次基本計画においては、これまでに進めてきた環境の  
34 保全と創造に関する取組を基盤としつつ、顕在化する課題への取組を一層強化し、その的確かつ迅  
35 速な解決に向けて重点的に取り組む必要がある。

### 36 37 **第1節 顕在化する環境課題**

#### 38 **1 地球温暖化対策等、地球規模での環境課題への先導的取組**

39 ○記録的な猛暑や大型台風の発生、集中豪雨や竜巻など、近年の異常気象によって、大規模な自

1 然災害が全国で発生しており、これらの異常気象と地球温暖化との関連性が議論されている。  
2 また、地球温暖化による生物多様性の危機といった課題が顕著になっており、私たちを取り巻  
3 く環境課題は複雑化かつ深刻化している。

4  
5 ○2016(平成 28)年 11 月に「パリ協定」が発効されたものの、その後の米国の離脱表明により、国  
6 際的な取組への気運低下等も懸念されており、地球温暖化対策を後退させないためにも、再生  
7 可能エネルギーによる地域活性化や温室効果ガス削減代替措置の仕組みづくり、適応策の一層  
8 の推進など、新たな視点からの検討が必要である。

9  
10 ○また、海洋及び沿岸の生物と生態系に直接影響するマイクロプラスチックを含む海洋ごみにつ  
11 いては、2015(平成 27)年 6 月の G 7・エルマウサミットにおいて行動計画が策定されるなど、  
12 世界的な課題として認識されている。

## 13 **2 身近な環境課題への的確かつ重点的な取組**

14 ○シカやイノシシなどの野生鳥獣による県全体の農林業被害額は減少傾向にあるものの、被害が  
15 増加している集落は依然としてあり、地域の実態に応じた対策やシカ肉等の利活用など一層の  
16 取組が必要なことから、引き続き、野生鳥獣の適切な保護・管理は、第 5 次基本計画において  
17 取り組むべき重要な課題である。

18  
19  
20 ○工場排水規制や生活排水対策の推進により水質が大きく改善した瀬戸内海では、海域における  
21 栄養塩類の減少等への対策が新たな課題となっている。森・川・里・海の適切な物質循環の促  
22 進など、豊かで美しい海の再生に向けた取組が必要である。

23  
24 ○また、人里で出没が相次ぐツキノワグマ対策や、ヒアリをはじめとする危険な特定外来生物の  
25 防除、さらには人口減少社会における里地・里山の保全・再生など、人と自然が共生・共存し  
26 ていくための対策に中長期的な視点も取り入れながら取り組む必要がある。

27  
28 ○さらに、黄砂や PM2.5 といった近隣諸国からの越境大気汚染、使用建築物の解体件数が今後ピ  
29 ークを迎えるアスベスト対策、環境影響が未解明な未規制化学物質等への対策などについて、  
30 県民の安全・安心な生活環境を守る上で引き続き重要な課題として取り組む必要がある。

## 31 **3 エネルギー問題などを踏まえたライフスタイルの転換**

32 ○2011(平成 23)年 3 月の東日本大震災以降、原子力発電所の稼働率低下に伴って火力発電の割合  
33 が増加しており、温室効果ガス削減の観点から、省エネの取組が求められている。

34  
35  
36 ○本県では、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターが中心となって企画した家庭  
37 の省エネ診断ツール「うちエコ診断」等を活用した省エネ取組を進めており、同ツールは全国に  
38 も普及している。

1 ○今後も、省エネ意識の向上やESD等を通じた倫理的消費<sup>※7</sup>(エシカル消費)、食品ロス等への配  
2 慮など、環境に配慮したライフスタイルへの転換を先導する取組を進めていく。

## 4 **第2節 重点的取組**

### 5 **<地球温暖化対策>**

6 ○緩和策に加え、地球温暖化の影響に備え、対処する適応策

### 8 **<危険な外来生物対策>**

9 ○防除指針

10 ○環境DNA技術を用いた生物分布モニタリング

### 12 **<野生鳥獣被害対策>**

13 ○GISシステム活用による獣害対策

14 ○ICTを用いた大型捕獲オリによる捕獲拡大

### 16 **<豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生>**

17 ○環境に配慮した護岸等整備の促進

18 ○海域の窒素・りん濃度の下限値設定

### 20 **<自然災害への備え>**

21 ○災害廃棄物処理計画

22 ○災害に強い森づくり

---

※7 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと

## 【参考】SDGs (持続可能な開発の目標)

- ・2015(平成 27)年9月に国連サミットで全加盟国により採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の中核をなす持続可能な開発のための目標(SDGs)は、包括的な17のゴール(目標)と169のターゲットから成る2030年までの国際目標であり、先進国・途上国を問わず全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。
- ・採択を受けて、「誰一人取り残さない」、パートナーシップ(あらゆるステークホルダー等の参加)といった理念の下、各国・地域・地球規模で、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要となっている。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(出典：国連広報センター)

### <SDGsの17ゴール>

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 質の高い教育
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の持続可能な管理
7. 持続可能なエネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靭なインフラ、産業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

(出典：IGES 資料より兵庫県環境政策課作成)

## 第5部 具体的施策の展開

### 第1章 目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現に向けた目標

・指標の選定も含めて今後検討

○目指すべき“豊かで美しいひょうご”の実現のため、当面の目標として2030年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。

### 第2章 「低炭素」～CO<sub>2</sub>排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～

#### 第1節 「低炭素」の側面からみた環境の将来像

○地球温暖化の対策を進めるためには、日常生活や経済活動に「低炭素」の仕組みが組み込まれた社会が必要である。省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開を図る。

#### 環境の将来像(低炭素)

- (1) 日常生活や経済活動において、省エネ型ライフスタイルの定着とあわせ、温室効果ガスの排出の少ない仕組みが浸透している
- (2) 再生可能エネルギーが地域特性に応じて大量に導入され、エネルギー需給に主要な役割を果たしている
- (3) 森林の整備が進み、CO<sub>2</sub>の吸収源としての機能が強化されている
- (4) 交通・移動手段や建築物などの低炭素化により、環境と共生するまちづくりが進んでいる
- (5) 県民・事業者・団体・行政等各主体の参画と協働のもと、長期的な温暖化の影響評価を踏まえた県独自の適応策が進んでいる

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

## 第2節 具体的な取組事項

### 1 「くらし」における低炭素の取組

項 目	内 容
(1) CO <sub>2</sub> 排出の少ないライフスタイルへの転換 	<input type="checkbox"/> 省エネ行動の推進 <input type="checkbox"/> 住宅の省エネ性能の向上 <input type="checkbox"/> 地域に根ざした取組の推進 <input type="checkbox"/> 家庭の CO <sub>2</sub> 排出量の「見える化」の促進 <input type="checkbox"/> 県産農林水産物の消費促進 <input type="checkbox"/> グリーン購入等の推進
(2) 住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大 	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の導入拡大 <input type="checkbox"/> 小水力発電の導入拡大 <input type="checkbox"/> バイオマスの利用拡大

・ 今回の素案では、「第2節」には柱立てのみ記載しており、具体的な取組事項は今後の議論を踏まえ、記載内容を検討する

・ 第3章「自然共生」以降も同様

### 2 「しごと」における低炭素の取組

項 目	内 容
(1) 低炭素型の経済活動の推進 	<input type="checkbox"/> 条例・要綱に基づく排出抑制の推進 <input type="checkbox"/> 省エネルギー設備導入の推進 <input type="checkbox"/> フロン類回収の推進 <input type="checkbox"/> メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄等に関する取組 <input type="checkbox"/> 県産農林水産物の生産振興と県産県消の推進による CO <sub>2</sub> の削減 <input type="checkbox"/> グリーン購入等の推進、環境配慮型製品等の流通拡大
(2) オフィス・ビルの低炭素化 	<input type="checkbox"/> 省エネ型ビルの普及促進 <input type="checkbox"/> エコオフィス化の推進 <input type="checkbox"/> 県の率先行動
(3) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大 	<input type="checkbox"/> 太陽光発電の導入拡大 <input type="checkbox"/> 小水力発電の導入拡大 <input type="checkbox"/> バイオマスの利用拡大 <input type="checkbox"/> 風力発電その他の再生可能エネルギーの導入拡大 <input type="checkbox"/> 全ての再生可能エネルギーに共通する取組

10

1

### 3 「まち」における低炭素の取組

項 目	内 容
<b>(1) 環境に配慮した交通の実現</b> 	<input type="checkbox"/> エコドライブの推進 <input type="checkbox"/> 低公害車の普及及びインフラ整備 <input type="checkbox"/> 公共交通の利用 <input type="checkbox"/> モーダルシフト等の促進 <input type="checkbox"/> 自動車交通の円滑化
<b>(2) 低炭素型まちづくりの推進</b> 	<input type="checkbox"/> 都市の低炭素化促進 <input type="checkbox"/> 先進的なまちづくりの推進
<b>(3) ヒートアイランド対策の推進</b> 	<input type="checkbox"/> 都市緑化の推進 <input type="checkbox"/> モニタリングによる都市部の気温分布の把握

2

3

### 4 「さと」における低炭素の取組

項 目	内 容
<b>(1) CO<sub>2</sub> 吸収源としての森林の機能強化</b> 	<input type="checkbox"/> 吸収源としての森林整備
<b>(2) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進</b> 	<input type="checkbox"/> カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進

4

5

### 5 温暖化からひょうごを守る適応策の推進

項 目	内 容
<b>(1) 「適応策基本方針」の推進</b> 	<input type="checkbox"/> 「適応策基本方針」の推進
<b>(2) 「適応計画」の策定</b> 	<input type="checkbox"/> 「適応計画」の策定

6

7

# 第3章 「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

## 第1節 「自然共生」の側面からみた環境の将来像

○本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開する。また、シカ等の野生鳥獣の頭数の管理と適正な生息環境の保全を進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図る。

### 環境の将来像(自然共生)

- (1) 「生物多様性ひょうご戦略」の推進により、生物多様性保全に対する県民の意識が高まり、豊かな生態系が保たれている
- (2) 野生動物の適正な保護・管理が行われ、人と野生動物が共生している
- (3) さまざまな担い手により、里地・里山・里海が適切に管理され、健全に水や物質が循環する豊かな自然が保全・再生されている
- (4) 人と自然とのふれあいの場が充実し、身近に自然の豊かさを感じることができる

## 第2節 具体的な取組事項

### 1 「くらし」における自然共生の取組

項目	内容
(1) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進 	□ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

### 2 「しごと」における自然共生の取組

項目	内容
(1) 公共事業等における環境への配慮   	□環境配慮型技術や工法を用いた公共事業等の推進 □「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づく河川整備
(2) 環境に配慮した農業の推進  	□環境創造型農業の推進 □消費者等への情報提供と理解促進
(3) 多様な担い手による森づくり活動の推進 	□森林ボランティア・リーダーの養成 □企業の森づくり活動の推進

1

### 3 「まち」における自然共生の取組

項 目	内 容
<b>(1) 自然とのふれあいの推進</b>   	<input type="checkbox"/> 尼崎 21 世紀の森構想の推進 <input type="checkbox"/> 都市公園の利活用
<b>(2) 外来生物対策の推進</b>   	<input type="checkbox"/> 外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除 <input type="checkbox"/> 未定着の特定外来生物対策の推進
<b>(3) 県民への普及啓発</b> 	<input type="checkbox"/> 都市近郊の河川・里山等における自然環境保全

2

3

### 4 「さと」における自然共生の取組

項 目	内 容
<b>(1) 生物多様性の保全の総合的推進</b>   	<input type="checkbox"/> 「生物多様性ひょうご戦略」に基づく生物多様性保全の推進 <input type="checkbox"/> レッドデータブックによる希少種の保全 <input type="checkbox"/> コウノトリの野生復帰の推進 <input type="checkbox"/> ラムサール条約湿地の保全等による豊かな生態系の保全
<b>(2) 野生鳥獣の適切な保護・管理</b>  	<input type="checkbox"/> 鳥獣保護管理事業計画等による特定鳥獣の保護・管理 <input type="checkbox"/> シカ対策の推進 <input type="checkbox"/> イノシシ対策の推進 <input type="checkbox"/> クマ対策の推進 <input type="checkbox"/> サル対策の推進 <input type="checkbox"/> アライグマ・ヌートリア等の外来生物対策の強化 <input type="checkbox"/> カワウ対策の推進 <input type="checkbox"/> 狩猟者・専門的捕獲技術者の確保と育成 <input type="checkbox"/> GIS システム活用による獣害対策の強化 <input type="checkbox"/> 野生動物の生息地管理
<b>(3) 外来生物対策の推進【再掲】</b>   	<input type="checkbox"/> 外来生物の早期発見、防除指針による適正な防除 <input type="checkbox"/> 未定着の特定外来生物対策の推進

<p><b>(4) 県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「森林管理 100%作戦」の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 里山林等の再生</li> <li><input type="checkbox"/> 多様な担い手による森づくり活動の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 里地・里山の適切な管理</li> <li><input type="checkbox"/> ため池及び疎水の保全と活用</li> <li><input type="checkbox"/> 農山漁村ボランティア活動の拡大</li> <li><input type="checkbox"/> 保安林・林地開発許可制度による森林の管理</li> <li><input type="checkbox"/> 森林病虫害の防除</li> </ul>
<p><b>(5) 健全な物質循環の確保による豊かで美しい海づくり</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組</li> <li><input type="checkbox"/> 漂流ごみ・海底ごみの回収処理ルートの確立</li> </ul>
<p><b>(6) 自然とのふれあいの推進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自然とのふれあいの場の整備</li> <li><input type="checkbox"/> 山陰海岸ジオパークの取組推進</li> <li><input type="checkbox"/> 瀬戸内海国立公園六甲地域の活性化</li> </ul>
<p><b>(7) 県民への普及啓発</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自然保護指導員による指導・啓発</li> <li><input type="checkbox"/> 県民の参画による自然環境保全</li> <li><input type="checkbox"/> 「ひょうご森のまつり」等の開催</li> </ul>

1

2

## 第4章 「循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～

### 第1節 「循環」の側面からみた環境の将来像

○廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の消費の少ない生活や経済活動への転換を図るとともに、リサイクルを促進し、最終処分の少ない社会システムを構築する。

○また、豊かな森林を有する本県の特徴を生かし、間伐材等の未利用木材等のバイオマスが地域内で消費される地域循環圏の構築を目指す。

#### 環境の将来像(循環)

- (1) 天然資源への依存度の少ない生活や経済活動が進み、廃棄物の発生が少ない社会システムが確立している
- (2) 発生した廃棄物も、資源やエネルギーとして回収され、再利用されるリサイクルシステムが構築されている
- (3) 地域で発生したバイオマス資源が地域の中で地産地消される地域循環圏が構築されている
- (4) やむを得ず発生した廃棄物が適正に処理され、安全かつ確実に最終処分されている

### 第2節 具体的な取組事項

#### 1 「くらし」における循環の取組

項目	内容
(1) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進 	<input type="checkbox"/> ライフスタイルの変革 <input type="checkbox"/> 「スリム・リサイクル宣言の店」制度の推進 <input type="checkbox"/> 3キリ運動などによる食品ロス削減の推進 <input type="checkbox"/> リユースの促進 <input type="checkbox"/> グリーン購入等の推進【再掲】
(2) 循環型社会の担い手づくり  	<input type="checkbox"/> 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施 <input type="checkbox"/> 環境学習・教育の展開

#### 2 「しごと」における循環の取組

項目	内容
(1) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進 	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制 <input type="checkbox"/> グリーン購入等の推進、環境配慮型製品等の流通拡大【再掲】

<p><b>(2) 廃棄物の適正処理の推進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 排出事業者、処理業者に対する適正処理指導</li> <li><input type="checkbox"/> 無許可廃家電等回収業者への対応強化</li> <li><input type="checkbox"/> 電子マニフェストの普及促進</li> <li><input type="checkbox"/> 有害廃棄物(アスベスト廃棄物、PCB廃棄物、廃水銀)の適正処理の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 海岸漂着ごみ対策の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 漂流ごみ・海底ごみの回収処理ルートの実立【再掲】</li> </ul>
<p><b>(3) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 廃棄物の燃料化・飼料化・堆肥化</li> </ul>

1  
2

### 3 「まち」における循環の取組

項目	内容
<p><b>(1) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 廃家電回収システム(兵庫方式)の体制強化</li> <li><input type="checkbox"/> 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進</li> <li><input type="checkbox"/> 資源物の分別徹底による集団回収・店頭回収の促進</li> <li><input type="checkbox"/> 容器包装廃棄物の分別収集の促進</li> <li><input type="checkbox"/> オフィス等の古紙回収システムの構築</li> <li><input type="checkbox"/> 建設廃棄物等の再資源化</li> <li><input type="checkbox"/> 焼却灰等のセメント原料化の推進</li> <li><input type="checkbox"/> ひょうごエコタウン推進会議の調査研究や事業化の推進</li> </ul>
<p><b>(2) 廃棄物の適正処理体制の整備</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ごみ処理の広域化</li> <li><input type="checkbox"/> 大阪湾フェニックス事業の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用</li> <li><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の適正な設置の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の監視</li> </ul>
<p><b>(3) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高効率ごみ発電施設の導入促進</li> </ul>

3  
4

1

#### 4 「さと」における循環の取組

項 目	内 容
<p>(1) 不法投棄対策の推進</p>  	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>不法投棄の防止対策の充実・強化</li><li><input type="checkbox"/>「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制</li><li><input type="checkbox"/>不法行為に対する厳格な対応</li><li><input type="checkbox"/>「廃棄物エコ手形制度」の推進</li></ul>
<p>(2) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進</p>  	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>未利用木質系バイオマスの利活用の促進</li></ul>

2

3

## 第5章 「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

### 第1節 「安全・快適」の側面からみた環境の将来像

○本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施する。

○また、化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策の推進を図る。

#### 環境の将来像(安全・快適)

- (1) 水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されるとともに、行政等から適切に情報が提供され安心して暮らすことができている
- (2) 県民自らが環境の美化に取り組み、ごみが捨てられていない美しい環境が確保されている
- (3) 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響の未然防止対策が進むとともに、迅速な情報提供の体制が整っている
- (4) 自然災害に備えた安全・安心な生活環境づくりのための整備が進んでいる

### 第2節 具体的な取組事項

#### 1 「くらし」における安全・快適の取組

項目	内容
(1) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進  	<input type="checkbox"/> 「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施【再掲】 <input type="checkbox"/> 地域で行う安全・安心な生活環境づくり活動への参加

#### 2 「しごと」における安全・快適の取組

項目	内容
(1) 公害防止体制の適切な運用 	<input type="checkbox"/> 工場等における公害防止組織の整備促進 <input type="checkbox"/> 環境保全協定に基づく規制・指導、情報の公開 <input type="checkbox"/> 公害苦情・紛争の適正処理の推進
(2) 化学物質対策等の推進    	<input type="checkbox"/> アスベスト対策の推進 <input type="checkbox"/> PCBの適切な処理の推進【再掲】 <input type="checkbox"/> 水銀の適切な処理の推進 <input type="checkbox"/> ダイオキシン対策の推進 <input type="checkbox"/> 化学物質の排出量・移動量の把握と公表の推進 <input type="checkbox"/> 予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査

<p>(3) 放射性物質に関するモニタリング</p>   	<input type="checkbox"/> 空間放射線量の監視
--	------------------------------------

1  
2

### 3 「まち」における安全・快適の取組

項 目	内 容
<p>(1) 大気環境の保全</p>  	<input type="checkbox"/> 大気環境の改善 <input type="checkbox"/> エコドライブの推進 <input type="checkbox"/> 光化学スモッグ対策の推進 <input type="checkbox"/> PM2.5対策の推進
<p>(2) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止</p>   	<input type="checkbox"/> 公共用水域における水質の改善 <input type="checkbox"/> 土壌汚染対策の指導
<p>(3) 身近な生活環境の保全</p> 	<input type="checkbox"/> 自動車騒音、新幹線騒音、航空機騒音等の監視・結果の公表 <input type="checkbox"/> 騒音、振動、悪臭等に関する市町職員への支援 <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の適切な管理
<p>(4) 防災・減災の社会基盤整備</p>  	<input type="checkbox"/> 防災公園や防災緑地の整備による自然環境と防災機能の両立 <input type="checkbox"/> 環境防災教育プログラムの推進

3  
4

### 4 「さと」における安全・快適の取組

項 目	内 容
<p>(1) 災害に強い森づくりの推進</p>   	<input type="checkbox"/> 緊急防災林の整備 <input type="checkbox"/> 里山防災林の整備 <input type="checkbox"/> 針葉樹林と広葉樹林の混交整備 <input type="checkbox"/> 住民等の参画による森林整備の推進 <input type="checkbox"/> 都市山防災林の整備 <input type="checkbox"/> 広葉樹林化の促進
<p>(2) 災害廃棄物処理の体制づくり</p> 	<input type="checkbox"/> 市町相互応援協定・民間応援協定の締結 <input type="checkbox"/> 市町災害廃棄物処理計画の策定・仮置場候補地の選定
<p>(3) 不法投棄対策の推進【再掲】</p> 	<input type="checkbox"/> 不法投棄の防止対策の充実・強化 <input type="checkbox"/> 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制 <input type="checkbox"/> 不法行為に対する厳格な対応 <input type="checkbox"/> 「廃棄物エコ手形制度」の推進

## 1 **第6章 「地域力」～あらゆる主体が地域の特徴を生かして環境保全・創造に向けて協働する～**

### 2 **第1節 「地域力」の側面からみた環境の将来像**

3 ○第4部で示した目指すべき将来像の実現には、それぞれの課題に応じた取組に加えて、全体に共  
4 通して対応が必要な基盤となる取組の整備が重要である。

5  
6 ○そのために、人と人、地域と地域など、環境をつなぐネットワークを構築し、地域が一体となっ  
7 た取組を進めるとともに、環境学習・教育を通じ、次代を担う人づくりを進める。

8  
9 ○また、新たな課題に適切に対処するため、研究機関との連携や国際協力を進め、豊かで美しい環  
10 境の維持、影響の未然防止に向けた取組を進める。

### 11 **環境の将来像(地域力)**

#### 12 **(1) 持続可能な社会の実現を目指す人づくり**

13 県民一人一人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動する  
14 ことができるよう、乳幼児期からシニア世代まで、自分の身近な環境から持続  
可能な社会づくりについて学び、体験する環境が整っている。

また、さまざまな民間団体がネットワーク化されより高い水準で環境体験や  
環境学習が提供されるとともに、地域に根ざした活動を積極的に展開し、人づ  
くり・地域づくりの取組が面的広がりを持って進められている。

#### **(2) 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進**

事業者が提供する環境負荷の小さい工業製品や農林水産物、サービスなどが  
新たな付加価値として市場で評価され、日常生活では、誰にでもわかりやすい  
環境ラベルの浸透により、多くの県民が環境配慮型の製品・サービスを自然と  
選択し評価する社会システムが構築されている。

また、事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響  
やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で県民に届けられ、安心して暮らす  
ことができる社会が整っている。

#### **(3) 様々な主体との協働による取組の推進**

地域の中に、県民が自発的に環境活動に参加できる受け皿が行政、事業者な  
ど様々な主体によって支えられ、多数整備されている。多くの県民がそのよう  
な場を活用し、身近な環境活動への参画、環境保全活動に取り組んでいる。

また、環境に関する最新の研究結果や動向などが県内の環境研究機関から県  
民へわかりやすい形で提供されているとともに、県の環境関連施策の展開に効  
果的に活用されている。

1  
2

## 第2節 各主体の取組の推進

### 1 県民

項 目	
(1) いのちのつながりを実感する学校等における環境学習・教育の推進	
(2) ふるさとへの愛着を育む地域における環境学習・教育の推進	
(3) 環境にやさしいライフスタイルの実践・確立	       
(4) 環境保全・地域づくりに向けた取組への積極的な参加	

3  
4

### 2 地域団体・NPO等

項 目	
(1) 行政、事業者、県民の連携によるネットワークの形成	 
(2) 各主体における環境学習・教育、研究、人材育成、情報提供、政策提言等の実施	
(3) 地域の特徴を生かした環境学習・教育の実施、実践の場の提供	
(4) 都市と農村の地域間連携・自然交流等のコーディネート、担い手づくり	 

5  
6

### 3 事業者

項 目	
(1) 環境負荷の小さい製品やサービスに関する研究開発等への積極的な投資	 
(2) 企業の自主的な取組の推進、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開	 

### (3) CSR 活動を通じた環境保全活動の実施



1  
2

## 4 行政

### 項目

#### (1) 政策の目標設定と効果的・効率的な推進



#### (2) 関係法令の的確な運用



#### (3) 環境学習・教育を支える基盤の構築



#### (4) 各主体の環境保全活動への支援・コーディネート



#### (5) 様々な調査研究機関等との連携



#### (6) 関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進



#### (7) 国際協力の推進



#### (8) 環境率先行動の推進



#### (9) 県民・事業者へのわかりやすい情報提供



3  
4

## 1 第7章 SDGsのゴールと各施策の関係

2 ○第1章から第5章までは、具体的な取組事項(施策レベル)毎に、当該施策が貢献できるSDGsの  
3 ゴールを示してきたが、SDGsのゴールと各施策の関係を整理すると、以下のようになる。

4

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
<p>1. 貧困の撲滅</p> 	
<p>2. 飢餓撲滅、食料安全保障</p> 	
<p>3. 健康・福祉</p> 	<p>「安全・快適」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質対策等の推進</li> <li>○放射性物質に関するモニタリング</li> <li>○大気環境の保全</li> <li>○公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> </ul>
<p>4. 質の高い教育</p> 	<p>「自然共生」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進</li> <li>○自然とのふれあいの推進</li> <li>○県民への普及啓発</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いのちのつながりを実感する学校等における環境学習・教育の推進</li> <li>○ふるさとへの愛着を育む地域における環境学習・教育の推進</li> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○環境保全・地域づくりに向けた取組への積極的な参加</li> <li>○行政、事業者、県民の連携によるネットワークの形成</li> <li>○各主体における環境学習・教育、研究、人材育成、情報提供、政策提言等の実施</li> <li>○地域の特徴を生かした環境学習・教育の実施、実践の場の提供</li> <li>○企業の自主的な取組の推進、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開</li> <li>○CSR活動を通じた環境保全活動の実施</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○各主体の環境保全活動への支援・コーディネート</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> <li>○国際協力の推進</li> <li>○県民・事業者へのわかりやすい情報提供</li> </ul>

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
<p>5. ジェンダー平等</p> 	
<p>6. 水・衛生の持続可能な管理</p> 	<p>「自然共生」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共事業等における環境への配慮</li> <li>○外来生物対策の推進</li> <li>○生物多様性の保全の総合的推進</li> <li>○野生鳥獣の適切な保護・管理</li> <li>○県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理</li> <li>○健全な物質循環の確保による豊かで美しい海づくり</li> </ul> <p>「安全・快適」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質対策等の推進</li> <li>○放射性物質に関するモニタリング</li> <li>○公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○環境率先行動の推進</li> </ul>
<p>7. 持続可能なエネルギーへのアクセス</p> 	<p>「低炭素」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換</li> <li>○住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○低炭素型の経済活動の推進</li> <li>○オフィス・ビルの低炭素化</li> <li>○事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○環境に配慮した交通の実現</li> <li>○低炭素型まちづくりの推進</li> <li>○カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進</li> </ul> <p>「循環」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物系バイオマスの利活用の促進</li> <li>○未利用木質系バイオマスの利活用の促進</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○環境学習・教育を支える基盤の構築</li> <li>○様々な調査研究機関等との連携</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> <li>○環境率先行動の推進</li> </ul>

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
<p>8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用</p> 	
<p>9. 強靱なインフラ、産業化・イノベーション</p> 	
<p>10. 国内と国家間の不平等の是正</p> 	
<p>11. 持続可能な都市</p> 	<p>「低炭素」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換</li> <li>○住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○低炭素型の経済活動の推進</li> <li>○オフィス・ビルの低炭素化</li> <li>○事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○環境に配慮した交通の実現</li> <li>○低炭素型まちづくりの推進</li> <li>○ヒートアイランド対策の推進</li> <li>○CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の機能強化</li> <li>○カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進</li> <li>○「適応策基本方針」の推進</li> <li>○「適応計画」の策定</li> </ul> <p>「自然共生」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいの推進</li> </ul> <p>「循環」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会の担い手づくり</li> <li>○廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○廃棄物系バイオマスの利活用の促進</li> <li>○質の高いリサイクル(再生利用)の推進</li> <li>○廃棄物の適正処理体制の整備</li> <li>○循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進</li> </ul>

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄対策の推進</li> <li>「安全・快適」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進</li> <li>○公害防止体制の適切な運用</li> <li>○化学物質対策等の推進</li> <li>○放射性物質に関するモニタリング</li> <li>○大気環境の保全</li> <li>○身近な生活環境の保全</li> <li>○防災・減災の社会基盤整備</li> <li>○災害に強い森づくりの推進</li> </ul> </li> <li>○不法投棄対策の推進</li> <li>「地域力」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○都市と農村の地域間連携・自然交流等のコーディネート、担い手づくり</li> <li>○CSR活動を通じた環境保全活動の実施</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○様々な調査研究機関等との連携</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> <li>○国際協力の推進</li> <li>○環境率先行動の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>12. 持続可能な消費と生産</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「低炭素」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換</li> <li>○低炭素型の経済活動の推進</li> <li>○オフィス・ビルの低炭素化</li> <li>○カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進</li> </ul> </li> <li>「自然共生」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に配慮した農業の推進</li> </ul> </li> <li>「循環」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進</li> <li>○循環型社会の担い手づくり</li> <li>○リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進</li> <li>○廃棄物の適正処理の推進</li> <li>○廃棄物系バイオマスの利活用の促進</li> <li>○質の高いリサイクル(再生利用)の推進</li> <li>○不法投棄対策の推進</li> </ul> </li> <li>「安全・快適」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質対策等の推進</li> </ul> </li> <li>「地域力」 <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○行政、事業者、県民の連携によるネットワークの形成</li> <li>○環境負荷の小さい製品やサービスに関する研究開発等への積極的な投資</li> <li>○企業の自主的な取組の推進、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○様々な調査研究機関等との連携</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> <li>○国際協力の推進</li> <li>○環境率先行動の推進</li> <li>○県民・事業者へのわかりやすい情報提供</li> </ul> </li> </ul>

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
<p>13. 気候変動への対処</p> 	<p>「低炭素」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換</li> <li>○住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○低炭素型の経済活動の推進</li> <li>○オフィス・ビルの低炭素化</li> <li>○事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>○環境に配慮した交通の実現</li> <li>○低炭素型まちづくりの推進</li> <li>○ヒートアイランド対策の推進</li> <li>○CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の機能強化</li> <li>○カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進</li> <li>○「適応策基本方針」の推進</li> <li>○「適応計画」の策定</li> </ul> <p>「循環」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未利用木質系バイオマスの利活用の促進</li> </ul> <p>「安全・快適」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・減災の社会基盤整備</li> <li>○災害に強い森づくりの推進</li> <li>○災害廃棄物処理の体制づくり</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○環境学習・教育を支える基盤の構築</li> <li>○様々な調査研究機関等との連携</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> <li>○国際協力の推進</li> </ul>
<p>14. 海洋と海洋資源の 保全・持続可能な 利用</p> 	<p>「低炭素」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出の少ないライフスタイルへの転換</li> <li>○低炭素型の経済活動の推進</li> </ul> <p>「自然共生」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共事業等における環境への配慮</li> <li>○外来生物対策の推進</li> <li>○生物多様性の保全の総合的推進</li> <li>○県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理</li> <li>○健全な物質循環の確保による豊かで美しい海づくり</li> </ul> <p>「循環」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理の推進</li> </ul> <p>「安全・快適」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進</li> <li>○公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止</li> </ul> <p>「地域力」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立</li> <li>○都市と農村の地域間連携・自然交流等のコーディネート、担い手づくり</li> <li>○環境負荷の小さい製品やサービスに関する研究開発等への積極的な投資</li> <li>○政策の目標設定と効果的・効率的な推進</li> <li>○関係法令の的確な運用</li> <li>○様々な調査研究機関等との連携</li> <li>○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進</li> </ul>

SDGs	第5次環境基本計画(仮称)素案
<p>15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性</p> 	<p>「低炭素」 ○低炭素型まちづくりの推進</p> <p>「自然共生」 ○公共事業等における環境への配慮 ○環境に配慮した農業の推進 ○多様な担い手による森づくり活動の推進 ○自然とのふれあいの推進 ○外来生物対策の推進 ○生物多様性の保全の総合的推進 ○野生鳥獣の適切な保護・管理 ○県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理 ○県民への普及啓発</p> <p>「安全・快適」 ○災害に強い森づくりの推進</p> <p>「地域力」 ○環境にやさしいライフスタイルの実践・確立 ○CSR 活動を通じた環境保全活動の実施 ○政策の目標設定と効果的・効率的な推進 ○関係法令の的確な運用 ○様々な調査研究機関等との連携 ○関西広域連合における広域的取組や県内市町との連携の推進 ○国際協力の推進</p>
<p>16. 平和で包摂的な社会の促進</p> 	
<p>17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化</p> 	

## 第6部 計画の効果的推進

### 第1章 計画の進行管理

本計画の目指すべき将来像の実現に向けて、第6部に掲げる各種施策を着実かつ効果的に進めるためには、県内市町をはじめ、地域団体やNPOなど各主体との連携により取り組むことが重要である。

これら取組の推進及び計画の適切な進捗管理はGPDCAサイクル<sup>※8</sup>により実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会に報告し、意見・提言を求めるとともに、農林、県土、まちづくり、産業、県民局など、部局横断で計画や取組の検証を行い、持続的改善を図る。

取組結果については、定期的に県ホームページ等により公表する。

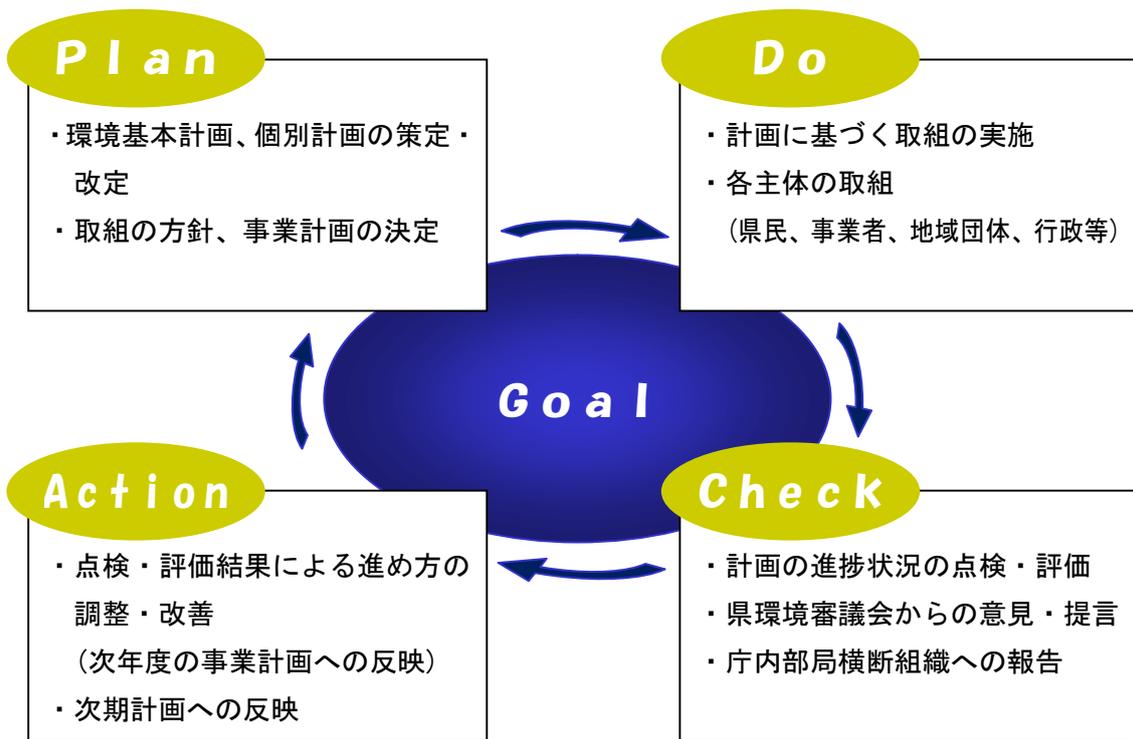


図7-1 計画の進捗状況の管理方法(GPDCAサイクル)

### 第2章 環境指標

第5次基本計画では、第5部に掲げた各分野における目指すべき将来像の実現に向け、各分野の重点目標により進捗管理を行うほか、数値化された客観指標である「ひょうごの環境指標」を設定し、毎年度、定期的に取り組の進捗状況を点検する。

なお、ひょうごの環境指標については、毎年度の点検・評価の中で必要に応じ見直しを行う。

<sup>※8</sup> Goal(目標)、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の5つの視点をプロセスに取り込み、継続的な改善を推進するマネジメント手法

# ひょうごの環境指標

・ 指標の選定は今後検討

## ◇「低炭素」に関する指標

(1)「くらし」に関するもの

(2)「しごと」に関するもの

(3)「まち」に関するもの

(4)「さと」に関するもの

## ◇「自然共生」に関する指標

(1)「くらし」に関するもの

(2)「しごと」に関するもの

(3)「まち」に関するもの

(4)「さと」に関するもの

## ◇「循環」に関する指標

(1)「くらし」に関するもの

(2)「しごと」に関するもの

(3)「まち」に関するもの

(4)「さと」に関するもの

## ◇「安全・快適」に関する指標

(1)「くらし」に関するもの

(2)「しごと」に関するもの

(3)「まち」に関するもの

(4)「さと」に関するもの

## ◇「地域力」に関する指標